

平成 19 年度実施 大学機関別認証評価 評価報告書

京都大学

平成 20 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織（実施体制）	9
基準3 教員及び教育支援者	14
基準4 学生の受入	19
基準5 教育内容及び方法	23
基準6 教育の成果	38
基準7 学生支援等	41
基準8 施設・設備	45
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	48
基準10 財務	52
基準11 管理運営	54
<参 考>	59
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	61
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	62
iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	64

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

19年7月	書面調査の実施 財務専門部会（注1）の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等）
8月～9月	評価部会（注2）、財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項の決定及び訪問調査での役割分担の決定） 運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～20年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成） 評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）として取りまとめ〔評価結果（案）として対象大学に通知〕）
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成20年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

赤岩英夫	国立大学協会専務理事
鮎川恭三	前愛媛大学長
池端雪浦	前東京外国語大学長
内永ゆか子	日本アイ・ビー・エム株式会社技術顧問
岡本靖正	前東京学芸大学長
荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授
梶谷誠	信州大学監事
北原保雄	日本学生支援機構理事長
木村靖二	大学評価・学位授与機構評価研究部長
○小出忠孝	愛知学院大学長
河野伊一郎	国立高等専門学校機構理事長
児玉隆夫	学校法人帝塚山学院学院長
後藤祥子	日本女子大学長
小間篤	科学技術振興機構研究主監
齋藤八重子	前東京都立九段高等学校長
曾我直弘	滋賀県立大学長
館昭	桜美林大学教授
檜崎憲二	読売新聞西部本社編集局長
ハンス ユーゲン・マルクス	南山大学長
平野眞一	名古屋大学総長
福田康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
前原澄子	京都橘大学看護学部長
森正夫	公立大学協会相談役
森本尚武	前信州大学長
山内一郎	学校法人関西学院理事長
山内芳文	大学評価・学位授与機構教授
◎吉川弘之	産業技術総合研究所理事長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	国立大学協会専務理事、前群馬大学長
鮎 川 恭 三	前愛媛大学長
岡 本 靖 正	前東京学芸大学長
◎荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
梶 谷 誠	信州大学監事、前電気通信大学長
児 玉 隆 夫	学校法人帝塚山学院学院長、前大阪市立大学長
後 藤 祥 子	学校法人日本女子大学理事長、日本女子大学長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監、東京大学名誉教授
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長、千葉大学名誉教授
森 正 夫	公立大学協会相談役、前愛知県立大学長
森 本 尚 武	前信州大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第1部会)

◎赤 岩 英 夫	国立大学協会専務理事、前群馬大学長
浅 島 誠	東京大学理事・副学長
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
小 俣 政 男	東京大学教授
○河 野 伊一郎	国立高等専門学校機構理事長、前岡山大学長
○鈴 木 昭 憲	前秋田県立大学長、東京大学名誉教授
曾 田 三 郎	広島大学教授
玉 井 金 五	大阪市立大学教授
丹 治 信 春	首都大学東京大学院人文科学研究科長
○丹 保 憲 仁	元北海道大学総長、前放送大学長
仲 真紀子	北海道大学教授
野 城 清	大阪大学接合科学研究所長
堀 正 二	大阪大学教授
○益 田 隆 司	電気通信大学長
山 内 進	一橋大学理事・副学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

赤 岩 英 夫	国立大学協会専務理事、前群馬大学長
○清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
山 内 一 郎	学校法人関西学院理事長
◎和 田 義 博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」等を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「改善を要する点」及び「更なる向上が期待される点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成19年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

京都大学は、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 学部における学科は比較的大括りにし、大学院研究科等の専攻は教育研究の専門化に対応する構成となっている。
- 各学部の明確なアドミッション・ポリシーの下、学力の高い学生の確保に努めている。
- 大学における教育理念である自学自習を促す努力がなされており、語学教育におけるCALLシステムによる学生の能動的な取組が教育効果をあげている。
- 教育活動等の改革に対する積極的な取組が、文部科学省の各種大学教育改革支援プログラムにおいて、特色GP2件、現代GP2件、「魅力ある大学院教育」イニシアティブ9件、法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム3件、大学教育の国際化推進プログラム1件、地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム1件の採択につながっている。また、平成19年度においても採択された取組がある。
- 各学部、研究科の自律性を尊重しつつ、全体として優れた教育成果をあげている。
- 部局の自律性を尊重しつつ、総長のリーダーシップと部局や教員の意見・アイディアによるボトムアップ機能との融合が図られている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院の一部の研究科・学舎においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 女性教員と外国人教員の確保に向けて、一層の努力が期待される。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

当該大学においては、京都帝国大学の時代から脈々と受け継がれてきた教育・研究における自由と自主性の精神を「学風」として遵守、継承し、今日に至るまで、高い水準の教育と研究の維持に努めてきたことは社会的な評価を得ているとの視点から、大学としての理念、目的を定めている。

この視点から、大学改革が進行する中で、大学の理念や目標を再確認し、内外に広く周知することが必要と判断し、平成13年12月に京都大学の基本理念を制定している。基本理念では、多様かつ調和のとれた教育体系によって「卓越した知の継承と創造的精神の涵養」に努め、これによって教養が豊かな優れた研究者や高度の専門能力をもつ人材の育成を目指すこととされている。また研究面では「世界的に卓越した知の創造」を追求するとともに、高い倫理性も求め、さらに基礎研究と応用研究、文科系学術と理科系学術の多様な発展と統合が目的として記されている。この基本理念は大学ウェブサイトにも掲載され社会に広く広報されている。

各学部・研究科等（以下、部局という。）では、大学の基本理念に基づき、それぞれの部局の関係する学域を踏まえて、目的が定められており、これらは部局の便覧等にも記載されている。

また、その教育・研究の目的を実現するための具体的な施策は、現在進行中の国立大学法人京都大学中期目標・中期計画の中に盛り込まれている。

これらのことから、目的が明確に定められていると判断する。

- 1-1-② 目的が、学校教育法第52条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

京都大学の基本理念に定められている大学の目的は、学校教育法第52条に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-③ 大学院を有する大学においては、大学院の目的が、学校教育法第65条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該大学では、大学院教育は多様な研究と表裏一体のものと考えており、研究面についての大学の基本理念は直ちに大学院教育の理念へと結びつくものであるとしている。研究面では、総合大学としての特性を活かし、基礎と応用、文科系と理科系の多様な発展と統合を目指すことが基本理念の中で述べられており、これは当該大学の大学院教育に通底するものとも考えられる。高い水準での研究が大学院教育と表裏

一体であるとの基本的な考え方に基づく大学院教育が、わが国の大学院一般に通用するか否かは別として、当該大学の大学院が学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極めることを目標としているものと考えられる。また、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う人材養成のための教育活動が、多様かつ調和のとれた教育体系によって、大学院において行われるべきことをもその基本理念にしていると判断される。

これらのことから、大学院の目的が学校教育法第 65 条に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の基本理念の全文は、ウェブサイトのトップページの大学の紹介中の冒頭に、日本語及び英語にて、学内・学外に向けて広く発信されている。また、学部・研究科等の新入生全員に配付される学生便覧にも冒頭に掲載されている。教職員については、新規採用の際に京都大学概要が配付されるが、この冊子にも基本理念の全文が掲載されている。特に新規採用の常勤職員については、採用時研修において理事等からその内容について説明が行われているとされる。なお、大学の基本理念の根幹をなす「自由の学風」については、京都帝国大学の時代より歴代総長により様々な機会に語られてきており、大学の基本理念として広く知られているところである。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されていると判断する。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

大学の基本理念は、そのウェブサイトで日本語及び英語で広く公表されるとともに、京都大学概要に掲載されている。なお、京都大学概要は、平成 18 年度は 10,000 部作成され配布された。

また、高等学校生徒等を対象にした大学案内『知と自由への誘い』を作成しているが、そこにも大学の基本理念の全文を掲載している。この冊子は、平成 17 年度は 42,000 部を、平成 18 年度には 45,000 部を印刷し、平成 18 年 8 月上旬に開催されたオープンキャンパスの際に参加者約 8,000 人に配付するとともに、受験産業主催のものも含む各種の入試ガイダンス等を利用し広く配布されている。志願者に対する京都大学学生募集要項にも、基本理念の教育に関する部分を抜粋掲載している。

平成 19 年 3 月に情報学研究科が主催した公開講座「夢のある情報教育にむけて」では、教育事例の紹介の際にこの基本理念に沿った説明が行われた。

これらのことから、目的が社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 1 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 当該大学の基本理念について、大学首脳がその継承、維持に努めていること。

京都大学

(注)

評価の観点等に用いている学校教育法の条項については、「学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号、施行日：平成19年12月26日）」施行に伴い、学校教育法第52条は第83条に、同法第65条は第99条になった。

しかしながら、本評価結果においては、大学の自己評価書の提出日が「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行日以前であり、また自己評価書と評価結果の整合性を図るため、改正前の条項を用いている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学の基本理念には、「多元的な課題の解決に挑戦し、地球社会の調和ある共存に貢献する」とともに、併せて教養と人間性を身に付けつつ、卓越した知を継承するとともに創造的能力、高度な専門知識を有する人材の育成を目指すことを教育上の目的と謳っている。当該大学は文科系と理科系、基礎研究と応用研究とを含む10学部からなる総合大学として、その理念、目的の実現を目指すとしており、学部及びその学科の構成は次のとおりとなっている。

- ・ 総合人間学部：総合人間学科
- ・ 文学部：人文学科
- ・ 教育学部：教育科学科
- ・ 法学部：学科は設置していない
- ・ 経済学部：経済学科、経営学科
- ・ 理学部：理学科
- ・ 医学部：医学科、保健学科
- ・ 薬学部：薬科学科、薬学科
- ・ 工学部：地球工学科、建築学科、物理工学科、電気電子工学科、情報学科、工業化学科
- ・ 農学部：資源生物科学科、応用生命科学科、地域環境工学科、食料・環境経済学科、森林科学科、食品生物科学科

各学部では、学科構成の適切化に向けての改編等が行われており、工学部では6学科が置かれる一方、自然科学の総合的な修得を目指して理学部は1学科制がとられるなど、それぞれの学部が独自の判断で学科編成を行っている。

学部教育のカリキュラムにおいて、法学部・経済学部のように専門職学位課程の設置を含む大学院教育改革を学部教育に反映させるため、カリキュラム改善の努力が行われている。また、理学部においては、1学科制の下で入学から卒業に至る学部教育の間に専門性を高める専修制という、非常に特色のあるカリキュラムを実施している。

これらのことから、学部及びその学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

平成15年度に高等教育研究開発推進機構を設置し、教養教育を含めた大学の教育を全学的な立場から企画・運営・情報交換にあたっており、その結果、教養教育の体制は全面的に刷新された。すなわち、教養

教育は全学共通科目として運営され、全学共通教育システム委員会の企画の下で、教養教育のカリキュラムを検討し体系的かつ多様なカリキュラムを実施している。そこでは、各学部・研究科等が協力し、専門部会による評価に基づく適切な全学共通科目の科目設計が継続的に行われている。

なお、各学部では、全学共通科目の単位について、人文・社会科学系、自然科学系、外国語、保健体育科目をバランスよく取得することを卒業要件としている。また、大学コンソーシアム京都単位互換科目についても卒業要件として認めている学部がある。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院には、文学、教育学、法学、経済学、理学、医学、薬学、工学、農学、人間・環境学、エネルギー科学、アジア・アフリカ地域研究、情報学、生命科学の14の研究科が設置されている。これらの研究科では、基本理念に謳われている「高い倫理性を備えた研究活動により、世界的に卓越した知の創造を行う」ことを理想に、それぞれの目的に応じて研究と教育が相補的な関係で行われている。

また、これらの研究科のほか、研究科に準じる大学院組織として、地球環境学堂・地球環境学舎が設置されている。さらに基本理念の「日本および地域の社会との連携を強めるとともに、自由と調和に基づく知を社会に伝える」ことを教育において実現することを目的とする専門職学位課程として公共政策連携研究部・公共政策教育部並びに経営管理研究部・経営管理教育部が設置されている。なお、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部は主として運営のための組織であり、地球環境学舎、公共政策教育部及び経営管理教育部は主として教育のための組織である。

なお、当該大学の研究科・学舎・教育部及びその専攻の構成は、次のとおりとなっている。

- ・ 文学研究科：文献文化学専攻、思想文化学専攻、歴史文化学専攻、行動文化学専攻、現代文化学専攻
- ・ 教育学研究科：教育科学専攻、臨床教育学専攻
- ・ 法学研究科：法政理論専攻、法曹養成専攻
- ・ 経済学研究科：経済システム分析専攻、経済動態分析専攻、現代経済・経営分析専攻
- ・ 理学研究科：数学・数理解析専攻、物理学・宇宙物理学専攻、地球惑星科学専攻、化学専攻、生物科学専攻
- ・ 医学研究科：医学専攻、医科学専攻、社会健康医学系専攻、人間健康科学系専攻
- ・ 薬学研究科：創薬科学専攻、生命薬科学専攻、医療薬科学専攻、医薬創成情報科学専攻
- ・ 工学研究科：社会基盤工学専攻、都市社会工学専攻、都市環境工学専攻、建築学専攻、機械理工学専攻、マイクロエンジニアリング専攻、航空宇宙工学専攻、原子核工学専攻、材料工学専攻、電気工学専攻、電子工学専攻、材料化学専攻、物質エネルギー化学専攻、分子工学専攻、高分子化学専攻、合成・生物化学専攻、化学工学専攻
- ・ 農学研究科：農学専攻、森林科学専攻、応用生命科学専攻、応用生物科学専攻、地域環境科学専攻、生物資源経済学専攻、食品生物科学専攻
- ・ 人間・環境学研究科：共生人間学専攻、共生文明学専攻、相関環境学専攻
- ・ エネルギー科学研究科：エネルギー社会・環境科学専攻、エネルギー基礎科学専攻、エネルギー変換科学専攻、エネルギー応用科学専攻
- ・ アジア・アフリカ地域研究研究科：東南アジア地域研究専攻、アフリカ地域研究専攻

- ・ 情報学研究科：知能情報学専攻、社会情報学専攻、複雑系科学専攻、数理工学専攻、システム科学専攻、通信情報システム専攻
- ・ 生命科学研究所：統合生命科学専攻、高次生命科学専攻
- ・ 地球環境学舎：地球環境学専攻、環境マネジメント専攻
- ・ 公共政策教育部：公共政策専攻
- ・ 経営管理教育部：経営管理専攻

各研究科等は専任教員のほか、必要に応じて、学内の研究所・センター等の教員から構成される協力講座を置いて研究所・センター等の教員を大学院の教育に充てている。

また、各研究科等の自己点検・評価によれば多様かつ調和のとれた教育体系の下、対話を根幹として自学自習を促し、卓越した知の継承と創造的精神の涵養に努めるべく教育活動が行われているとされている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学には、平成19年5月1日現在、以下の13の研究所、4の全国共同利用施設、10の学内共同教育研究施設、3の学内施設、6の機構が設置され、設定された領域における研究あるいはサービスの提供を遂行している。

(研究所)

- ・ 化学研究所
- ・ 人文科学研究所
- ・ 再生医科学研究所
- ・ エネルギー理工学研究所
- ・ 生存圏研究所
- ・ 防災研究所
- ・ 基礎物理学研究所
- ・ ウイルス研究所
- ・ 経済研究所
- ・ 数理解析研究所
- ・ 原子炉実験所
- ・ 霊長類研究所
- ・ 東南アジア研究所

(全国共同利用施設)

- ・ 学術情報メディアセンター
- ・ 放射線生物研究センター
- ・ 生態学研究センター

- ・ 地域研究統合情報センター
(学内共同教育研究施設)
- ・ 放射性同位元素総合センター
- ・ 環境保全センター
- ・ 国際交流センター
- ・ 高等教育研究開発推進センター
- ・ 総合博物館
- ・ 国際融合創造センター (平成19年7月1日より産官学連携センターに改組)
- ・ 低温物質科学研究センター
- ・ フィールド科学教育研究センター
- ・ 福井謙一記念研究センター
- ・ こころの未来研究センター
(学内施設)
- ・ 保健管理センター
- ・ カウンセリングセンター
- ・ 大学文書館
(機構)
- ・ 高等教育研究開発推進機構
- ・ 環境安全保健機構
- ・ 国際イノベーション機構 (平成19年7月1日より産官学連携本部に改組)
- ・ 国際交流推進機構
- ・ 情報環境機構
- ・ 図書館機構

これらの研究所、施設等は、全学共通科目の担当のほか協力講座の制度により一部の学部・研究科教育にも関与している。例えば、高等教育研究開発推進機構は、全学共通教育を全学的立場から企画・運営する責任組織として設置され、基礎教育の充実、外国語教育の改善、学生の自主的な学習意欲を引き出す教育環境の活性化に取り組んでいる。学術情報メディアセンターは、情報教育を支援し、情報環境機構は遠隔講義を支援しており、環境保全センターは、教育研究等の活動に伴い発生する廃棄物の処理を通して環境保全を図るとともに、廃棄物処理等に関する研究を行っている。また、その研究成果に基づき、環境安全保健機構の行う業務の支援と工学研究科の教育をも行っている。

これらのことから、全学的なセンター等の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

大学の基本理念には「教育研究組織の自治を尊重する」ことが明確に述べられている。すべての学部及び研究科等には教授会等が設置されている。その構成は各部局により異なるものの、教授会が教育活動にかかわる中心的な審議機関となっている。なお、大学の管理運営については大学院部局中心の運営が行われており、部局長会議と同研究科長部会において全学的な方針・事項に関する連絡、調整、協議が行われ、さらに大学全体にわたる重要事項に関しては教育研究評議会において審議の上、総長が決定する体制がとられている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数
の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

すべての学部及び研究科等には、教務委員会あるいはこれに相当する委員会組織が設置され、教育課程、教育方法、教育評価、入学者選抜方法等について定期的な協議・検討が行われているとされる。しかし、その運営方法や部局教授会における位置付けは、当該大学の運営の特色である部局重視の体制から、全学で統一された運営にはなっておらず、部局により異なっている。

自己評価書によれば、これらの学部・研究科等の教務委員会はそれぞれの組織形態と規模に適した代議員により構成され、必要に応じて専門委員会や小委員会が組織され、部局によっては定例会議として、適切な頻度で定期的に開催され、学事の審議を行っているとはされている。

なお、全学共通科目にかかる教学面を担う委員会組織としては、全学共通教育システム委員会が設置され、年間に4～5回程度開催されている。この委員会の下には4つの専門委員会と11の科目部会があり、各委員会・部会の委員は各学部・研究科等の教務担当者等から選出され、学部教育との連絡・調整、連携が図られることとされている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学部における学科は比較的大括りにし、大学院研究科等の専攻は教育研究の専門化に対応する構成となっている。
- 高等教育研究開発推進機構を設置して、特色ある教養教育に取り組んでいる。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

国立大学法人京都大学の組織に関する規程及び京都大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程により、教員組織編制の基本方針が制定されている。

当該大学は、大学院に重点を置く大学として、医学部保健学科を除く全学部の教員は大学院のいわゆる基幹講座に在籍し、大学院課程の教育の中枢を形成するとともに、兼担として学部教育の実施・運営に当たっている。また、研究所・センター等の教員も、本務である研究に従事する一方、協力講座や授業担当の制度を利用して研究科等及び学部の教育に協力する体制となっており、多様かつ柔軟な教員組織編制がなされている。

また、平成19年4月から施行された学校教育法等の改正に対応し、平成19年度からは新たな教員組織編制に移行している。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

全学共通教育は全学共通教育システム委員会で調整を図り、実施責任部局である人間・環境学研究科及び理学研究科と、他の研究科、研究所・センター等が協力して、必要とする科目の提供と教育遂行上必要な教員を確保する体制をとっている。また開講クラス数の多い数学や外国語科目等、専任教員の不足するスポーツ実習等の科目については、学外の研究者等を非常勤講師として充当し、必要な教員を確保している。

学部・研究科等においては、それぞれが定めた教員組織編制の方針に基づき、質と量の両面において必要な教員を確保する一方、必要に応じて協力講座等の制度を利用して研究所・センター等の協力の下、必要教員の確保に努めている。

当該大学では、このような様々な仕組みにより、教育研究上に必要な教員は確保できているとしている。また各学部・研究科等の立案するプロジェクトを審査し、特定有期雇用教員を雇用して教育の質の向上を高める制度も導入されている。

これらのことから、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-③ 学士課程において、必要な専任教員が確保されているか。

当該学士課程における専任教員数は、次のとおりとなっている。

- ・ 総合人間学部：159人（うち教授90人）
- ・ 文学部：88人（うち教授57人）
- ・ 教育学部：33人（うち教授15人）
- ・ 法学部：80人（うち教授51人）
- ・ 経済学部：48人（うち教授27人）
- ・ 理学部：277人（うち教授90人）
- ・ 医学部：275人（うち教授85人）
- ・ 薬学部：108人（うち教授40人、実務家教員3人）
- ・ 工学部：569人（うち教授188人）
- ・ 農学部：250人（うち教授75人）

大学院重点化以降は、国立大学法人化前の国立大学設置法施行規則第8条の2に従い、大学院の専任教員が兼任教員として学士課程教育の実施に当たっている。また、必要に応じて、研究所・センター等の教員の協力を得ている。

また、全学共通教育は人間・環境学研究科と理学研究科を責任部局としつつ、全学の部局が協力して実施している。

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学院課程（専門職大学院課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

当該大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりとなっている。

〔修士課程〕

- ・ 文学研究科：研究指導教員70人（うち教授70人）、研究指導補助教員39人
- ・ 教育学研究科：研究指導教員20人（うち教授20人）、研究指導補助教員21人
- ・ 法学研究科：研究指導教員47人（うち教授47人）、研究指導補助教員27人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員33人（うち教授33人）、研究指導補助教員20人
- ・ 理学研究科：研究指導教員159人（うち教授159人）、研究指導補助教員321人
- ・ 医学研究科：研究指導教員41人（うち教授41人）、研究指導補助教員45人
- ・ 薬学研究科：研究指導教員25人（うち教授25人）、研究指導補助教員48人
- ・ 工学研究科：研究指導教員182人（うち教授182人）、研究指導補助教員374人
- ・ 農学研究科：研究指導教員76人（うち教授76人）、研究指導補助教員182人
- ・ 人間・環境学研究科：研究指導教員86人（うち教授86人）、研究指導補助教員66人
- ・ エネルギー科学研究科：研究指導教員33人（うち教授33人）、研究指導補助教員62人
- ・ 情報学研究科：研究指導教員66人（うち教授53人）、研究指導補助教員85人
- ・ 生命科学研究科：研究指導教員23人（うち教授23人）、研究指導補助教員37人
- ・ 地球環境学舎：研究指導教員9人（うち教授9人）、研究指導補助教員17人

〔博士後期課程〕

- ・ 文学研究科：研究指導教員70人（うち教授70人）、研究指導補助教員39人
- ・ 教育学研究科：研究指導教員20人（うち教授20人）、研究指導補助教員21人

- ・ 法学研究科：研究指導教員 47 人（うち教授 47 人）、研究指導補助教員 27 人
- ・ 経済学研究科：研究指導教員 33 人（うち教授 33 人）、研究指導補助教員 20 人
- ・ 理学研究科：研究指導教員 159 人（うち教授 159 人）、研究指導補助教員 321 人
- ・ 医学研究科：研究指導教員 90 人（うち教授 90 人）、研究指導補助教員 144 人
- ・ 薬学研究科：研究指導教員 25 人（うち教授 25 人）、研究指導補助教員 48 人
- ・ 工学研究科：研究指導教員 182 人（うち教授 182 人）、研究指導補助教員 374 人
- ・ 農学研究科：研究指導教員 76 人（うち教授 76 人）、研究指導補助教員 182 人
- ・ 人間・環境学研究科：研究指導教員 86 人（うち教授 86 人）、研究指導補助教員 66 人
- ・ エネルギー科学研究科：研究指導教員 33 人（うち教授 33 人）、研究指導補助教員 62 人
- ・ 情報学研究科：研究指導教員 66 人（うち教授 53 人）、研究指導補助教員 85 人
- ・ 生命科学研究科：研究指導教員 23 人（うち教授 23 人）、研究指導補助教員 37 人
- ・ 地球環境学舎：研究指導教員 17 人（うち教授 17 人）、研究指導補助教員 30 人

〔一貫制博士課程〕

- ・ 医学研究科（4年）：研究指導教員 81 人（うち教授 62 人）、研究指導補助教員 131 人
- ・ アジア・アフリカ地域研究研究科（5年）：研究指導教員 17 人（うち教授 17 人）、研究指導補助教員 19 人

特に教授については、博士後期課程における研究指導能力を選考基準に加えて選考している。また協力講座を構成する研究所・センター等の教員の選考においても、大学院教育における授業担当は必須の選考条件となっている。

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-⑤ 専門職大学院課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

当該専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりとなっている。

- ・ 法学研究科：40 人（うち教授 38 人、実務家教員 10 人）
- ・ 医学研究科：22 人（うち教授 9 人、実務家教員 6 人）
- ・ 公共政策教育部：10 人（うち教授 9 人、実務家教員 4 人）
- ・ 経営管理教育部：19 人（うち教授 12 人、実務家教員 7 人）

これらのことから、必要な専任教員が確保されていると判断する。

3-1-⑥ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

大学では、教員組織の活性化は、基本的には各部局の責任として考えられている。教員の採用や昇格に際して、各部局は大学の基本理念に掲げられる「卓越した知の創造」にふさわしい教員をそれぞれの学問分野の特質に配慮しつつ選考し、十分な研究業績に加えて、学部・大学院教育における高水準な教授能力及び研究指導能力を有することを条件としている。さらに、各部局の判断で、可能な範囲で年齢構成や性別バランスへも配慮し、必要に応じて外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等の措置が図られている。なお、平成 19 年 10 月 1 日現在、全学で外国人教員数は 62 人（全教員に占める割合は 2.1%）となっており、実績を挙げつつあるが、外国人教員のさらなる増員につながることを期待される。また、任期付き教員については 101 人（全教員に占める割合は 3.5%）となっている。

また、注目される点としては、全学的な女性研究者支援センターの設置により、優秀な女性教員獲得のための支援を行っている点が挙げられるが、平成19年5月1日現在の女性教員数は214人（全教員に占める割合は7.5%）となっており、一層の努力が期待される。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-1① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員人事に関する規程は部局単位で定められている。過去の数多くの教員選考の審議過程において合意されてきたいわば慣行的な人事システムにおける基準を踏まえ、関係する専門分野の特質に配慮し、個々の教員採用や昇格が行われている。教育・研究指導能力は選考における必須の条件であり、一部の学部・研究科では教材開発・作成、教育方法の開発も審査基準に加えている。

これらのことから、教員の採用基準や昇格基準等が定められ、運用がなされていると判断する。

3-2-2② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教養教育の全学共通教育においては、平成15年度以降、19回の授業評価やアンケート調査等を実施し、その結果は報告書に取りまとめられ、関係教員へフィードバックしている。全学共通教育システム委員会及びその下部の部会では、調査結果に基づいて、必要な改善や授業内容・成績評価の見直し等を勧告している。

すべての学部・研究科等でも、学生による授業評価やアンケート調査等を実施し、調査等によって得られた事項は、各部局のファカルティ・ディベロップメント（以下、FDという。）など組織的対応に役立てられている。なお、個々の授業内容については、各担当教員による自律的改善への取組に重点が置かれている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-1① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

大学の基本理念では、研究面において世界的に卓越した知の創造を求め一方、教育面においても卓越した知の継承と創造的精神の涵養を求めている。教員は、この理念に基づき、当該専門分野において最先端の研究を行い、得られた成果と知見を教育に反映させる努力が求められている。なお、教員選考にあたっては、研究業績が最も重視されている。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-1① 大学において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

全学共通教育の支援組織の共通教育推進課には教務、総務、経理、施設管理を担当する職員が配置され、全学共通教育に関わるすべての支援業務、及び教育施設設備の維持管理を担っている。また、高等教育研究開発推進機構の経費により、科目の特性に応じて全学共通科目に平成17、18年度においてそれぞれ450

京都大学

人以上のT Aを配置し、講義、実験実習の授業補佐、授業準備等に活用している。

学部・研究科等においては、それぞれの部局の事情に応じ、総務、経理、教務、施設、図書等の系で構成される事務組織が設けられ、教育課程の展開に必要な事務職員、技術職員等を配置して教育支援を行っている。また、実験実習の授業補佐、授業準備等のために、修士及び博士後期課程の学生をT Aとして配置し、活用を図っている。

なお、教職員は「京都大学の教職員像」に則り、各自の職務を自覚して、その責務を遂行することが求められている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、T A等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学が理想とする「京都大学の教職員像」が明確に定められ、公表されている。

【更なる向上が期待される点】

- 女性教員と外国人教員の確保に向けて、一層の努力が期待される。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

すべての学部でアドミッション・ポリシーは明確に定められており、その内容は大学の基本理念の教育の項の条文とともに、学生募集要項に望む学生像として掲載されている。また、高等学校生徒等を対象にした大学案内『知と自由への誘い』（平成18年度45,000部作成）にも、アドミッション・ポリシーを示している。大学案内には、各学部のアドミッション・ポリシーも当該学部のカリキュラムとともに掲載されている。このほか、研究科等も含めて、すべてのアドミッション・ポリシーは大学ウェブサイト入学案内の項に公開されるほか、各学部のウェブサイトでも公開されている。なお、この大学ウェブサイトの入学案内には平成19年5月末時点で約1,380,000回（平成16年4月からの累計）のアクセスが記録されている。

入学者選抜にあたっては、総合大学として国語・数学・英語・理科・社会のいわゆる5教科の基礎学力の確保が重要であるとの基本方針を定めている。

研究科等では、大学院における専門性の高さを考慮して各専攻のアドミッション・ポリシーが定められていることが多く、アドミッション・ポリシーのあり方、公表の仕方等は部局ごとに異なっている。アドミッション・ポリシーを明確に成文化している部局もあるが、部局によっては、部局の目的を示すことにより望む学生像を暗黙の形で述べて代用している。これらは大学ウェブサイト入学案内による公開のほか、部局ウェブサイト、研究科等紹介パンフレット、募集要項等を通して公表されている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

学部一般入学者選抜試験については、大学としての入学者受入方針に従い、全学体制で実施されている。なお、学部の特別選抜・学士入学等と研究科等の入学者選抜試験は部局ごとの体制で実施されている。

また、学部一般入学者選抜試験は大学入試センター試験と個別（第2次）学力検査からなっており、選択科目や配点等の選抜方法の細部は各部局がそれぞれのアドミッション・ポリシーに基づいて決定している。例えば医学部では医療従事者としての適性も合否判断に入れるために面接試験を実施している。工学部では学科によって要求する基礎学力が異なるため、理科の試験科目に物理・化学を指定する学科がある一方で、地球工学科のように地学・生物を含めた理科全般の中からの選択を認める学科もある。また、教

育学部はいわゆる文系入試と理系入試を並立している。さらに、理学部や工学部の一部学科のように、定員の一部について理科及び数学に傾斜配点を実施している学科もある。

研究科等の入学者選抜試験は、それぞれ研究科等、専攻等のアドミッション・ポリシーに沿い、修士課程においては、おおむね、当該専攻学術及び関連基礎事項に関する筆記試験と口頭試問を組み合わせる試験を実施している。博士後期課程ではその専門性が極めて高いことから、ほとんどの専攻で論文審査と口頭試問を組み合わせる試験を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

学部については、多くの学部で留学生・編入生等の受入を大学の基本理念の実現と社会的使命の観点から実施している。しかしながら、社会人や編入学の実績は極めて少数である。

研究科等においては、公共政策教育部等は社会人のリカレント教育を一つの柱としており、積極的な社会人の受入を部局ミッションとして行っている。また、情報学研究科では、「多様なバックグラウンドを持つ学生を日本全国・世界各国から受け入れております。さらに社会人にも広く門戸を開いています」とアドミッション・ポリシーに留学生・社会人の受入を明記している。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学部一般入学者選抜試験は全学体制で取り組まれ、学生受入に関する中・長期的事項の検討は入学試験委員会、現行入試制度の評価・改善等は入学者選抜方法研究委員会、年度ごとの実施のための実務は入学試験実施委員会という体制で、必要事項の審議・決定が行われている。このほかに、大学入試センター試験実施委員会が別に置かれている。

すべての作業には正確かつ公正を期するためとして、全学共通マニュアルが用意されている。

また、各学部に一任されている留学生特別選抜や編入学等の選抜では一般入学者選抜試験に準じた体制が当該学部でとられている。

研究科等の入学者選抜試験はそのすべてが各部局に一任されその実施体制は部局により異なる。大学院入学者選抜試験についての公正性の判断は各部局の自己点検・評価に委ねられているとされている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-2④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

全学体制で実施されている学部一般入学者選抜試験の検証は、各学部での自己点検・評価に加え、全学委員会である入学者選抜方法研究委員会で継続的に行われている。各学部では入学者選抜試験の各種データのほか追跡調査も利用し、入学者選抜方法がアドミッション・ポリシーに沿うものかどうかの検証を継続的に行っている。その結果、最近の例では、『京都大学自己点検・評価報告書V（入学試験）』（平成16年3月刊行）での指摘事項に基づき、入学者選抜方法研究委員会及び部局長会議研究科長部会での審議を経て、入学試験の適正化が必要と判断し、平成19年度入学者選抜試験よりほとんどの学部の後期日程の募

集定員を0に改めている。

一般入学者選抜試験以外の学部の特別選抜及び研究科等の入学者選抜試験はすべて当該部局に委ねられているため、その適切性と機能性についても、部局の教務委員会や入試委員会等で継続的に行われ、自己点検・評価の中で検証されている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成15～19年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりとなっている。(ただし、平成16年4月に設置された法学研究科法曹養成専攻については、平成16～19年度の4年分、平成18年4月に設置された公共政策教育部及び経営管理教育部については、平成18～19年度の2年分。)

〔学士課程〕

- ・ 総合人間学部：1.02倍
- ・ 文学部：1.01倍
- ・ 教育学部：1.03倍
- ・ 法学部：1.01倍
- ・ 経済学部：1.05倍
- ・ 理学部：1.00倍
- ・ 医学部：1.03倍
- ・ 薬学部：1.10倍
- ・ 工学部：1.01倍
- ・ 農学部：1.05倍

〔修士課程〕

- ・ 文学研究科：0.83倍
- ・ 教育学研究科：1.07倍
- ・ 法学研究科：1.03倍
- ・ 経済学研究科：0.92倍
- ・ 理学研究科：0.90倍
- ・ 医学研究科：0.86倍
- ・ 薬学研究科：1.28倍
- ・ 工学研究科：1.40倍
- ・ 農学研究科：1.13倍
- ・ 人間・環境学研究科：0.97倍
- ・ エネルギー科学研究科：1.12倍
- ・ 情報学研究科：1.12倍
- ・ 生命科学研究科：1.13倍
- ・ 地球環境学舎：1.07倍

〔博士後期課程〕

京都大学

- ・ 文学研究科：0.91 倍
- ・ 教育学研究科：1.26 倍
- ・ 法学研究科：0.58 倍
- ・ 経済学研究科：1.01 倍
- ・ 理学研究科：0.95 倍
- ・ 医学研究科：0.99 倍
- ・ 薬学研究科：1.10 倍
- ・ 工学研究科：0.80 倍
- ・ 農学研究科：0.71 倍
- ・ 人間・環境学研究科：1.19 倍
- ・ エネルギー科学研究科：0.51 倍
- ・ 情報学研究科：0.76 倍
- ・ 生命科学研究科：1.35 倍
- ・ 地球環境学舎：0.55 倍

〔一貫制博士課程〕

- ・ 医学研究科（4年）：1.08 倍
- ・ アジア・アフリカ地域研究研究科（5年）：0.97 倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 法学研究科：1.01 倍
- ・ 医学研究科：1.23 倍
- ・ 公共政策教育部：1.11 倍
- ・ 経営管理教育部：1.01 倍

学士課程及び専門職学位課程において、実際の入学者数はおおむね入学定員通りである。大学院課程では、工学研究科（修士課程）、生命科学研究科（博士後期課程）については入学定員超過率が高く、法学研究科（博士後期課程）、エネルギー科学研究科（博士後期課程）及び地球環境学舎（博士後期課程）については、入学定員充足率が低い。当該大学では、その理由として、第1に卓越した知の重要性への配慮から、入学者選抜試験は定員に基づく競争試験の形態ではあるものの当該専攻学術に対する資格試験的要素が強くなっていること、第2に研究指導の資格を持つ教授等の定年や長期外国出張等の事情にも依存して、実際の入学者数の年度に差を生じたためであるとしている。

これらのことから、入学定員と実入学者数との関係は、学士課程及び専門職学位課程においては適正であるが、大学院の一部の研究科・学舎においては、一層の適正化が必要であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 各学部の明確なアドミッション・ポリシーの下、学力の高い学生の確保に努めている。

【改善を要する点】

- 大学院の一部の研究科・学舎においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職大学院課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】**基準5を満たしている。**

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

教育課程は、京都大学通則第15条第1項「教育課程は、教育上の目的を達成するために必要な科目を開設して、体系的に編成するものとする。」に従って編成されている。その上で、開講科目は全学共通科目と学部科目に区分され、それらは教育目的・内容によって教養科目と専門科目に区分されており系統的な編成になっている。

学部科目は専門科目のみで構成され、各学部とも1・2年次には専門への導入等を意図した基礎的な科目、2・3年次には専門的な講義、演習、実験・実習、ゼミ等を専攻分野を考慮して適切に提供し、4年次にはそれらに加えて卒業研究を課すなど、段階的に履修できる体系となっている。

当該大学の教養教育は、A群（人文・社会科学系科目）、B群（自然科学系科目）、C群（外国語科目）、D群（保健体育科目）及びEX群（大学コンソーシアム京都単位互換科目）の5群に区分され、人文・社会・自然諸学問分野にわたる基礎を幅広く学び、高い外国文化の理解と言語運用力の修得を目指した内容となっており、その実施は全学協力体制の下で、全学共通科目として体系的に編成されている。

専門教育においては、各学部の専門分野の特性に配慮して、基礎的な科目から専門性の高い科目まで体系的に配置されている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-1-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教養教育で達成すべき目的は、学術的教養、文化的言語力、基盤的知力の3点に整理されており、それを全学共通科目として開講している。

この全学共通科目はA～D群とEX群の5群に区分されている。

A群科目はさらに哲学・思想、歴史・文明、芸術・言語文化、行動科学、地域・文化、社会科学、複合の7系列に区分されている。各系列には講義科目のほか、講義内容を発展させて論考・研究の実際に触れる少人数の基礎ゼミナール、講読、演習等もある。

B群科目は、数学、物理学、化学、生物学、地球科学、情報科学等に分類される科目が提供され、全学的に共通の教養科目のほか理系学部の専門基礎科目もある。

C群科目として開講している外国語科目には、英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、イタリア語、スペイン語、朝鮮語、アラビア語、日本語（留学生用）の10カ国語が提供され、それぞれ1年次生用のクラスと2年次生（以上）用のクラスに区分されている。これらの中で特色があるのは英語教育で、教養教育における英語教育を、大学や大学院での専門教育への出発点として位置付け、学術的教養の涵養を前提としながらも研究活動において求められる高度な英語運用能力を養うことを目指す学術目的の英語と位置付けられている。

D群科目は、体育、スポーツ、健康教育等の科目、EX科目は大学コンソーシアム京都単位互換科目である。

各学部では、その専門領域の教育目的に沿って学部科目を開講している。

理学部は一学科制という特色ある学部組織である。そこでは、1・2年次生時では教養科目及び基礎的な内容を中心とした専門基礎科目からなる幅広い教育を行い、3・4年次生時では学生の興味・意欲・能力・適性に応じて、7つの「系」に分属して専門科目の学修を行い、各専門分野の研究の最前線に接する課題研究を選択して学ぶという専門教育を実施している。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

研究と教育を分離させずに教育研究を進める教育と研究の有機的連関を極めて重要視することを、当該大学の伝統的な特色としている。この考え方は大学院課程のみならず学士課程教育にも反映されている。このような考え方から、教員自身の最先端の知見や研究成果を平素の授業に反映させるべく、教員が独自に作成した資料等を用いる授業が約半数を占めているという。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-1-④ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学部の授業科目の履修、他大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、編入学への配慮、修士（博士前期）課程教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

各学部では種々のアンケートを実施し、学生のニーズや学問や時代の動向等の把握に努め、それらをカ

リキュラム編成に反映するよう経常的に工夫、努力している。例えば、学部教育から大学院教育へのスムーズな移行を意図して、いくつかの学部では、学部と大学院との共通科目を開講している。理系学部においては、最終学年学生の研究室配属等を実施している。また、工学部や農学部では社会との連携を重視して単位認定と関係したインターンシップも実施している。

なお、平成17年度から、大学コンソーシアム京都と単位互換に関する包括協定等を締結し、他大学等が提供する授業科目のうち、大学が指定する科目を履修することができるように制度化し、文学部においては卒業に必要な単位として認定している。

また、平成17年度には文部科学省現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）に、「新しい蘇生教育の広域展開」が採択され、蘇生医学の知識と技術を学生にも普及させることを目指した取組を実施している。

平成18年度には、「国際交流ホスピタリティプロジェクトー北米伝統大学との医学教育交換プロジェクトー」が文部科学省大学教育の国際化推進プログラム海外先進教育実践支援に採択され、英語教育やコミュニケーション教育を充実させて、真の意味のホスピタリティの文化を形成することを目指した取組を実施している。

平成18年度には、文部科学省地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラムに、「先端医療の育・創薬を先導する薬剤師養成」が採択され、高度・先端医療に対する先導的役割を担う実践及び学術能力を有する薬剤師の育成を目指した取組を実施している。

これらのことから、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

5-1-⑤ 単位の実質化への配慮がなされているか。

学習における学生個人々の自学自習、自発自啓の尊重は、当該大学における教育の基本精神として尊重されている。このため、全学共通科目の選択は基本的に学生の自由意思に委ねられ、幅広い自由選択を可能にした履修システムとなっている。過去には実質的には学習できないほど多数の科目を登録するという問題があったが、平成15年度から全学共通教育ガイダンスを強化し、科目履修、学習の在り方と当該大学の教育理念を結びつけた説明を丁寧に行うことにより、現在では学生の出席授業数は平均週16コマとなっている。なお、学生が、時間と空間に拘束されずに学習できる自律学習型語学教育CALL（Computer-Assisted Language Learning）も用意されている。これは「外国語教育の再構造化ー自律学習型CALLと国際的人材育成」として、平成15年度の文部科学省特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）に採択された。

各学部では、部局の目標や専門分野の特質を考慮しながら、履修可能な講義数の制限、履修モデルコースの提案、助言を目的とした担任制度の導入、履修ガイダンスの強化等により、個々の科目の学習時間を確保して単位の実質化を図るための種々の方策が取られている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-1-⑥ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用、TAの活用等が考えられる。)

全学共通科目においては、各科目の特性に応じて講義、演習、実験、実習が行われており、情報機器・メディアを活用した授業等を開講している。特に少人数教育においては、各学部・研究科・研究所等の教員がフェイス・トゥ・フェイスの親密な人間関係の中で、フィールド実習など多様な形態の授業を行う新入生向け少人数セミナーとして「ポケット・ゼミ」を1年次の学生を対象に開講している。外国語科目においては、CALLにより1対1の双方向型授業も可能となっている。

英語教育については基本理念に沿って、一般的なコミュニケーション英語ではなく、大学や大学院での専門教育への出発点として位置づけ、学術的教養と学術的言語技能を融合した英語教育「学術目的の英語」(English for Academic Purposes、EAP)を目指すこととし、平成18年度から英語カリキュラムを改訂した。具体的には、EAPを、1～2年次生を対象とした全学共通科目の英語「一般学術目的の英語」(English for General Academic Purposes、EGAP)と、3～4年次以上の学部専門英語(及び大学院英語)「特定学術目的の英語」(English for Specific Academic Purposes、ESAP)に区分し、大学英語教育を実践している。

学部科目は、当該学部の教育目的に沿って少人数による授業や対話型授業を重要視し、講義、演習、ゼミ等を組み合わせて教育を行っている。また、マルチメディア機材等を活用した遠隔講義や、全国各地に点在する施設を利用したフィールド実習等も実施されている。全学共通科目、学部科目とも、必要に応じてTAが配置されている。

また、平成15年度には特色GPに、「外国語教育の再構造化—自律学習型CALLと国際的人材育成」が採択され、自律学習型語学教育CALLを正規の授業として導入することにより、対面型授業のクラスサイズの適正化が図られている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

全学共通科目のシラバスは、『全学共通科目授業内容』の冊子として学生に配付されており、さらに全学共通教育教務情報システム(KULASIS)のウェブサイト上でも検索が可能となっている。シラバスには開講曜日、時限等の当該科目の基本データのほか、授業のテーマと目的、授業計画、成績評価の方法、コメント、履修要件、教科書、参考書等の欄が設けられ、各担当教員はウェブサイトでの入力が可能である。学生は各種ガイダンスやこのシラバスを参考に、履修科目を選択して登録を行っている。

各学部では、学部ごとの形式で学習目標と内容、スケジュール、参考文献、評価方法等が明記されたシラバスが作成され、学生全員に配布されている。また、多くの学部ではウェブサイトでの閲覧も可能になっている。ただし、科目によっては、授業に最新の学術成果や社会的話題をタイムリーに取り入れるために授業中に事前・事後学習の具体的指針を適宜に示し、シラバスにおける各回の授業内容の記載は概略にとどめている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

当該大学では自学自習を教育の基本理念としている。自学自習を促し援助するための配慮として全学共通教育においては、約200人の教員がオフィスアワーを設け、それを全学共通教育教務情報システム（KULASIS）に掲載している。また、全学共通教育の授業が主に実施される吉田南構内においては、学生の自学自習の支援のため、学生自習室、CALL自習室、科目群別の学習相談室を整備するとともに、必要に応じてそれぞれにTAを配置している。また基礎学力不足の学生への対応としては「初修物理学」の開設、マルチメディア教材を用いた再履修外国語教育の質の向上、担任制等による助言体制等の配慮が組織的に行われている。

各学部においては、学習室の充実、図書室の利用時間の延長、研究室・講義室の開放等の環境整備に努めるとともに、ガイダンスや授業等の多様な機会を捉えて事前・事後学習の自習を促している。さらに、ゼミやクラス担任制を活用して履修指導を行い、自主・自律学習の奨励と基礎学力向上にも力を注いでいる。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

成績評価の基準は、科目の特性、授業形態（講義、演習、実習等）に応じ、合格・不合格の判定のほか、100点満点の採点評価では60点以上を合格とし、成績標語としては優、良、可、不可の4段階（学部によっては秀を加えた5段階）評価を、当該科目の特性を考慮して行っている。これらの事項は、全学共通科目履修の手引き、学生便覧、シラバスへの記載やオリエンテーション、授業を通して学生に周知している。

卒業認定基準に関しては学部ごとに定められており、それらは学生便覧等に明記するとともにオリエンテーションやガイダンスで学生に周知されている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-3-② 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価、単位認定、卒業認定について最終的な決定は各学部教授会の判定に委ねられている。個々の成績評価は各学部とも、基本的に、授業担当教員の裁量に委ねられており、適切性については、教務委員会あるいは教授会等で審査の上、単位認定、進級判定が行われている。

卒業認定に関しても各学部が策定した基準に沿って、最終的には各学部の教授会等の議を経て決定されている。

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価の妥当性を担保する手段の一つとして、全学共通科目について、学生の成績異議申立てを平成18年度から制度化している。

学部科目については、成績異議申立制度の導入には学部によって差があるが、実質的には学生の申立てに対して各部局の教務掛を通して対応している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

大学院の教育課程の編成方針は、京都大学通則第42条の2で定められているところに従い、「教育上の目的を達成するために必要な科目を開設するとともに研究指導の計画を策定して、体系的に編成する」ものとされている。各研究科等の教育課程の編成は、それぞれ編成内容が異なっているものの、多くの研究科等では自専攻開設科目と他専攻開設科目の修得単位数についての条件を設ける、研究科共通科目を設ける等、その教育目的と特質に応じて教育課程の体系化を図っている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっていると判断する。

5-4-② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

大学の教育理念に従えば、大学院課程では研究と教育は有機的に一体のものでなければならない。したがって、授業内容には、担当教員の研究成果や研究から得られた知見、知識が反映されている。専攻や分野により授業形態は一律ではないが、いずれの研究科等・専攻においても、概説・専門基礎、専門・特論・研究、演習・講読、実験・実習等の名称をもつ科目が設けられており、授業が、各研究科等の特質に沿って体系的な教育課程を形成している。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

すべての研究科等において、大学の基本理念に謳われているように、研究面における卓越した知の創造と教育面における卓越した知の継承に配慮して、様々な形式で専門性の高い授業が開講されている。その授業には、教員の研究成果や、研究によって得られた高度な知見を反映することが期待されている。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものになっていると判断する。

5-4-④ 単位の実質化への配慮がなされているか。

大学院での教育は、少人数教育若しくは個別指導を基礎としながら、各研究科等において学生の主体的な学習の促進を図っているとされる。すべての研究科等がシラバスあるいはそれに代わる授業資料の配付を行い、また履修ガイダンス等を通して、学生の主体的な学習を喚起している。学生が十分に時間をかけて予習・復習を行って単位の实質化が図られるよう、京都大学通則により、修士課程修了要件の単位数は30単位に定められている。

博士後期課程では、指導教員の助言の下で、十分に時間をかけて主体的に研究に取り組むよう指導している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-4-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

各研究科等では、研究科等ごとの教育目的に応じて多様な形態の授業を組み合わせて実施している。またメディア・情報機器の活用、個別指導、インターンシップ、海外での実地教育導入等、学習指導法を工夫している。

文学研究科、アジア・アフリカ地域研究研究科、情報学研究科等では、分野によってはフィールド型授業を実施しており、それは当該研究科の教育上の特徴と認められる。

また、文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブ事業について、平成17年度に「理論・実践融合型による教育学の研究者養成」、「学際的エネルギー科学研究者養成プログラム」、「社会との協創による情報システムデザイン」、「化学教育トリニティ」、「横断的系統的医学研究キャリアパス形成」、「生命・化学情報に基づく融合創薬研究者養成」の6件が採択され、平成18年度に「臨地教育研究による実践的地域研究者の養成」、「シミュレーション科学を支える高度人材育成」、「生命科学キャリアディベロップメント」の3件が採択された。

このうち、平成17年度に採択された6件の事業については、平成19年10月に公表された「魅力ある大学院教育」イニシアティブ委員会による事後評価において、「理論・実践融合型による教育学の研究者養成」、「化学教育トリニティ」、「横断的系統的医学研究キャリアパス形成」の3事業は「目的は十分に達成された」、「学際的エネルギー科学研究者養成プログラム」、「生命・化学情報に基づく融合創薬研究者養成」の2事業は「目的はほぼ達成された」、「社会との協創による情報システムデザイン」は「目的はある程度達成された」との評価を受けている。

平成18年度に採択された「臨地教育研究による実践的地域研究者の養成」では、地域が直面する現代的諸問題を研究課題として発見し、地域住民やNGO、国際機関などの諸アクターと協調して、課題への実践的な回答を究明してゆく資質を備えた研究者の育成を目指した取組が実施され、「シミュレーション科学を支える高度人材育成」では、シミュレーション科学を支え、発展させ、世界をリードする人材の育成システムの構築に向けた取組が実施され、「生命科学キャリアディベロップメント」では、学生の主体性と国際性の涵養を実現する大学院教育の確立に向けた取組が実施されている。

平成16年度には、現代GPに、「国際連携による地球・環境科学教育ーアジア地域の大学との同時進行型連携講義の構築と実践ー」が採択され、国際感覚豊かで実践的英語能力を持つ学生の輩出を目指した取組を実施している。

平成19年度には、文部科学省がんプロフェッショナル養成プランに、「高度がん医療を先導する人材養成拠点の形成」が採択された。

平成 19 年度には、文部科学省大学院教育改革支援プログラムに、「臨床の知を創出する質的に高度な人材養成」、「インテック・フュージョン型大学院工学教育」、「共通・分野別教育統合による医学研究者育成」の3件が採択された。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスの様式は研究科等ごとに異なる。各研究科等又は専攻では、研究科等、あるいは専攻ごとに統一された様式のシラバス又はそれに代わる資料が作成され、冊子体の配付やウェブサイトを通して学生へ周知され、活用されている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われているか。

大学院教育においてすべての研究科等では、対話を根幹とした自学自習を促す研究指導が行われている。各学生には指導教員が定められる一方で、多くの研究科等において、実質的に複数の教員による対話を重視した総合的な研究指導が行われている。

修士課程においても、高い研究水準の達成に向けて、在学中の学会発表等が推奨されている。博士後期課程では、指導教員等との討論や対話を通して、専門性の高い研究指導が行われている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導が行われていると判断する。

5-6-② 研究指導に対する適切な取組（例えば、複数教員による指導体制、研究テーマ決定に対する適切な指導、TA・RA（リサーチ・アシスタント）としての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練等が考えられる。）が行われているか。

当該大学では学生ごとに指導教員を定めるとともに、多くの研究科において複数教員による助言を受けられるシステムが導入されている。学生は研究テーマの選定に際して、教員の指導助言を受けることができるが、同時に、その自主性が尊重されている。

各研究科等において、修士課程の学生にはTAとしての活動を、博士課程及び博士後期課程の学生には、TA又はRAとしての活動を、研究科等ごとの基準で選考の上で行わせ、教育や研究の補助の経験を通じて自己の教育・研究能力向上の機会としている。

これらのことから、研究指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-6-③ 学位論文に係る指導体制が整備され、機能しているか。

すべての大学院生は、研究及び学位論文の作成に際し、指導教員による指導を受けている。さらに、多

くの研究科では複数の教員による助言を受けられるような配慮もなされている。論文の審査・認定については、当該大学の通則と学位規定の下で各研究科等で運営細則等が定められている。なお、研究科によっては、博士後期課程の論文審査に向けてより綿密な指導を行うため、学位審査前に予備審査を実施している。

これらのことから、学位論文に係る指導体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

修了要件は京都大学通則第49条、第50条及び各研究科等で定めた規程等に明示され、便覧、ウェブサイトの記載のほかガイダンス等を通じて学生に周知されている。エネルギー科学研究科等複数の研究科等では、授業科目ごとに成績評価基準を明記したシラバス等が作成され、また教育学研究科等では試験内規を設けて学生に周知している。このように、各部局や学問体系、授業形態ごとに定められる基準の多様性が尊重され、定期試験、レポート、授業への参加度など多段階の成績評価方法がとられている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-7-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価は、各研究科等の定める規定と基準に従って行われている。成績評価等の妥当性については、各研究科等においてそれぞれ経常的に検証し、妥当性の担保に努力している。例えば、理学研究科では単位認定を専攻会議で実施しており、経済学研究科では成績分布をとり成績評価基準の問題点を経常的に検討している。また、人間・環境学研究科では単位修得率の分析を行っている。

多くの研究科等で研究科会議（法学研究科、工学研究科及びエネルギー科学研究科は教授会）において、各課程の修了認定を行っている。具体的には学生の所属する専攻等において、予め定められた要件を満たす修了予定者を決定し、最終的に研究科会議等において認定を行っている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-③ 学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能しているか。

研究科等ごとに学位の授与要件や学位論文の審査体制等の規程が設けられ、学生及び教員に周知されている。多くの研究科等では論文審査は、3人以上の論文調査員（主査及び副査）による論文調査と、公聴会が実施されている。また、論文審査の透明性を高めるため、論文調査員には、学生の所属専攻以外からの論文調査員を含めている。

これらのことから、学位論文に係る適切な審査体制が整備され、機能していると判断する。

5-7-④ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

授業科目の成績評価の正確性の担保として、複数の研究科等では、成績評価に対する学生の異議申立てを制度化している。また教育学研究科のように、修士論文の評価について、教員が相互チェックの下で点数調整を行い、最終的には研究科会議で承認するという手続きをとっているところもある。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職大学院課程>

5-8-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されているか。

専門職学位課程では、基本理念の精神に則り、幅広い教養を身に付けさせることを重視し、いずれも習得すべき知識を基礎的な知識から応用的な知識へと体系的かつ段階的に履修させる教育課程をとっている。これらのことから、教育課程が体系的に編成されていると判断する。

5-8-1② 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

各専門職分野の知識の多様性に鑑み、いずれの専門職学位課程においても授与すべき学位に必要な共通の基礎的な知識の習得を目的とする科目を開講している。法学研究科法曹養成専攻では、1年次生を対象として開講される基礎科目は、法律基本科目について、基礎概念や基本的な理論構造の理解を図り、法的思考の基本的枠組みを習得させるもので、法学既修者を除き10科目28単位がすべて必修科目である。医学研究科社会健康医学系専攻では、「医療統計学」、「疫学」、「医療マネジメント」、「環境科学」、「行動学」の5科目を必修のコア科目として課している。公共政策教育部では、1年次前期に履修することを奨励している「基本科目群」のなかで、法学・政治学系の学部出身者には経済学系の基礎知識を、経済学系の学部出身者には法学・政治学系の基礎知識を教授する科目を展開している。経営管理教育部では、経営管理における基本的な理解と分析能力の獲得を目的とする基礎科目として、マイクロ経済、マクロ経済、組織行動、経営戦略、マーケティング、会計学、ファイナンス、統計分析、情報システム・オペレーションズ、プロジェクトマネジメント、マネジメントコミュニケーションを開講しており、6科目12単位以上履修することを求めている。

また、すべての専門職学位課程において、必要な知識や事例研究の授業が体系的かつ段階的な履修が可能になるように最大限に留意した上で、最終的に実務と直結する応用的な科目を設けている。

法学研究科法曹養成専攻では、双方向・多方向式授業や文書作成実習が行われている。医学研究科社会健康医学系専攻では、知的財産経営学コース、臨床研究者養成コース、遺伝カウンセラー・コーディネータユニットからなる専門コースも設置し、それらは独自の専門科目を開講している。公共政策教育部、経営管理教育部では、多様なバックグラウンドの学生、社会人、外国人の受入を前提とした教育課程の編成や、授業を行っている。

これらのことから、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-8-1③ 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

いずれの専門職学位課程も、研究者教員と実務家教員が教育を担当し、研究成果と実務経験に基づいた高い水準の授業が行われている。特に医学研究科社会健康医学系専攻では、教員の研究活動を反映した授業の内容が、シラバス等により確認できる。

これらのことから、授業の内容が、全体として研究の成果を反映したものとなっていると判断する。

5-8-1④ 単位の实质化への配慮がなされているか。

各専門職学位課程においては、各研究科等及び専攻の特性に配慮した上で、学期ごとの履修単位の上限が設けられ、さらに丁寧な履修指導を行っている。また、多くの科目で履修人数に上限を設ける等、積極

的に少人数教育を行っている。

法学研究科法曹養成専攻では、履修登録ができる科目は各学期につき 20 単位、各学年につき 36 単位（最終年次の 3 年次は、各学期につき 24 単位、学年につき 44 単位）を上限として、学生の自学自習時間の確保に努めている。医学研究科社会健康医学系専攻では、履修登録ができる単位数は 1 学年につき 26 単位と定めている。公共政策教育部では、履修指導制度が設けられており、すべての大学院生は、必ずいずれかの専任教員の履修指導下に入り、履修状況のチェック、履修上の問題点等についての相談と助言が制度として行われ、履修登録ができる科目は、各学期につき 18 単位までとなっている。経営管理教育部では、各学期につき 20 単位までの履修制限を設けるほか、スーパーバイザーによる個別履修指導を行っている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-8-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし

5-9-① 教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。

法学研究科法曹養成専攻では、法律基本科目の基礎レベルの理論知を獲得させた後、法的実践を踏まえた専門的及び実務的内容の学習と、責任感・倫理観の醸成を図っている。また選択科目を通して法学隣接分野及び応用的・先端的問題に関する理解を深めるような授業展開を行っている。

医学研究科社会健康医学系の大学院生は将来、保健・医療・福祉分野における専門職あるいは教育研究職につくことを前提として、それぞれの分野での授業を提供している。

公共政策教育部では、基礎的な理論的知識とその応用を学習した上で、実践研究・事例研究により、専門的な知識、思考力、分析力、表現力及び実務能力を養成している。また、実務教育助言委員会や外部評価委員会を設けて、最新の社会的要請を教育に反映させる体制をとっている。

経営管理教育部では、現代社会の要請に応えるために「事業創再生マネジメント」、「プロジェクト・オペレーションマネジメント」、「ファイナンシャルリスクマネジメント」の 3 つのプログラムを設けている。そこでは、基礎から始め展開科目へ至る体系的なカリキュラム構成とワークショップ等で、専門的かつ実務的な能力を修得させ、理論と実務を融合した実践能力の向上を図っている。

なお、法学研究科法曹養成専攻は、教育課程や教育内容の水準について既に認証評価（予備評価）による評価を受けている。医学研究科社会健康医学系専攻も過去にジョンズ・ホプキンス大学による教育評価を、また公共政策教育部も公共的な領域を代表する識者の外部評価を受け、いずれも高い評価を受けている。

これらのことから、教育課程や教育内容の水準が、当該職業分野の期待にこたえるものになっていると判断する。

5-10-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

法学研究科法曹養成専攻では、クラス制をとる基礎的科目のほか教員と学生、あるいは学生相互の双方向形式・多方向形式の授業等、科目の特性を考慮した授業形態を工夫している。

医学研究科社会健康医学系専攻では、講義形式、問題解決型学習、小グループ学習など、それぞれの分野科目の特性に合わせた授業形態を工夫している。

公共政策教育部では、必修の基本科目、展開科目、クラスター科目とに科目を分類し、特に実践科目では高度専門職業人として必須のスキルを獲得させている。

経営管理教育部では、(1) 経営課題解決のための専門的知識と先端的な実務的な知識の融合 (2) 少人数・個別的な履修指導体制 (3) 経営現場に対応したカリキュラムの編成 (4) 実務家との共同担当科目の設定 (5) 先端的なマネジメント手法研究との連携の5点に配慮して、科目の特性を考慮した授業形態を組み合わせている。

このように、いずれの専攻においても工夫と努力を行っている。

また、平成16年度には文部科学省法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムに、「実務基礎教育の在り方に関する調査研究」、「実践的理論教育高度化プロジェクト」、「臨床研究者養成プログラム」の3件が採択された。

これらのプログラムでは、「実務基礎教育の在り方に関する調査研究」では共同申請を行った各法科大学院における実務基礎教育に関し、法律基本科目との関係、事実認定教育の方法、臨床系教育をめぐる問題、司法修習との関係等の諸問題について調査、研究が実施され、「実践的理論教育高度化プロジェクト」では、当該大学法科大学院が教育目標とする、社会の様々な分野において指導的立場に立つことのできる総合力豊かな法曹を実現するために、高度な実践的理論能力の涵養を目的とした取組が実施され、「臨床研究者養成プログラム」では、医師、歯科医師免許所有者を対象に社会人の臨床家に焦点を絞り、臨床現場で生じた様々な疑問に答えるための科学的な臨床研究の計画立案、実施、解析、結果の解釈などに関してカリキュラムを提供する取組が実施された。

平成19年度には文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムに、「実務科目等の内容の明確・標準化の調査研究」、「高度理論教育を目的とした教育改善の取組」の2件が採択された。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-10-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

すべての専門職学位課程において、科目の概要、授業形式、授業内容、成績評価方法、リサーチ・ペーパーの有無、参考文献、その他の各項目を含むシラバスが、各年度の初めに学生に配付されている。いずれの専攻も、情報の公開性という観点からシラバスをウェブサイトに掲載しており、学生は履修科目の選択と自学自習の参考に利用している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-10-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-11-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

すべての専門職学位課程において、科目の概要、授業形式、授業内容、成績評価方法、リサーチ・ペーパーの有無、参考文献、その他の各項目を含むシラバスが、各年度の初めに学生に配付されている。

法学研究科法曹養成専攻では、単位の認定について履修規程に定めており、一部科目を除いて100点満点で評価を行い、60点以上を合格とし、さらに当該科目の学習内容を越えた達成度を示すA+からその最低限の水準も満たしていないFまでのランクを併記している。

医学研究科社会健康医学系専攻と公共政策教育部でも、成績評価基準や修了認定基準はシラバス等に記載されている。具体的な成績評価は、一定の基準に基づいて、点数により評価した上で到達度のランク表記を併記している。ただし、公共政策教育部では一般的な成績評価基準は周知されているが、シラバスに個々の教員の担当科目の成績評価方法は記載されていない。

経営管理教育部では、内規により成績評価基準や修了認定基準が定められている。また、各科目の成績評価基準もシラバスに明記されて周知が図られており、A～Dの4段階で評価され、基礎科目では、D（不可）はおおむね受験者の30%程度とすることが決められ、一定の成績水準の維持に努めている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断する。

5-11-② 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

法学研究科法曹養成専攻では、履修規定に定めた成績基準に従い点数評価を行っている。その際、筆記試験においては、受験者の匿名性を完全確保したうえで採点を行うこととされている。

医学研究科社会健康医学系専攻では、コースごとの主担当教員が成績を評価し、単位認定している。修了認定は、審査委員会による審査及び研究科会議における審議により実施されている。

公共政策教育部及び経営管理教育部でも、成績評価と単位認定については基準を設けており、それに従った成績評価が行われている。

これらのことから、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-11-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

法学研究科法曹養成専攻では、同一科目について複数クラスがある場合には担当者間で調整を行うことにより評価の正確性を図っている。それ以外の専攻にあっても、成績評価は担当教員の専権事項であるという従来の考えは払拭され、学生からの問い合わせには、必要に応じて各科目担当者から説明を行うこととしている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学における教育理念である自学自習を促す努力がなされており、語学教育におけるCALLシステムによる学生の能動的な取組が教育効果をあげている。
- 新入生向け少人数セミナーとして各学部・研究科・研究所等の教員がフェイス・トゥ・フェイスの親密な人間関係の中で、フィールド実習など多様な形態の授業を行う「ポケット・ゼミ」を1年次の学生を対象に開講している。
- 平成15年度に「外国語教育の再構造化—自律学習型CALLと国際的人材育成」、平成16年度に「相

互研修型FDの組織化による教育改善」が文部科学省特色GPに採択され、対面型授業のクラスサイズの適正化や自主的な相互研修型FD活動を全学レベルで組織化する取組が実施されている。

- 平成17年度に「新しい蘇生教育の広域展開」が文部科学省現代GPに採択され、蘇生医学の知識と技術を学生にも普及させる取組が実施されている。
- 平成18年度に「国際交流ホスピタリティプロジェクトー北米伝統大学との医学教育交換プロジェクトー」が文部科学省大学教育の国際化推進プログラム海外先進教育実践支援に採択され、英語教育やコミュニケーションを充実させて、真の意味のホスピタリティの文化を形成することを目指した取組が実施されている。
- 平成18年度に「先端医療の育・創薬を先導する薬剤師養成」が文部科学省地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラムに採択され、高度・先端医療に対する先導的役割を担う実践及び学術能力を有する薬剤師の養成を目指した取組が実施されている。
- 平成16年度に「国際連携による地球・環境科学教育ーアジア地域の大学との同時進行型連携講義の構築と実践ー」が文部科学省現代GPに採択され、国際感覚豊かで実践的英語能力を持つ学生の輩出を目指した取組が実施されている。
- 平成17年度に「理論・実践融合型による教育学の研究者養成」、「学際的エネルギー科学研究者養成プログラム」、「社会との協創による情報システムデザイン」、「化学教育トリニティ」、「横断的系統的医学研究キャリアパス形成」、「生命・化学情報に基づく融合創薬研究者養成」の6件、平成18年度に「臨地教育研究による実践的地域研究者の養成」、「シミュレーション科学を支える高度人材育成」、「生命科学キャリアディベロップメント」の3件が文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブ事業に採択された。

このうち、平成17年度に採択された6件の事業については、平成19年10月に公表された「魅力ある大学院教育」イニシアティブ委員会による事後評価において、3事業は「目的は十分に達成された」、2事業は「目的はほぼ達成された」、1事業は「目的はある程度達成された」との評価を受け、平成18年度に採択された3件の事業では、地域が直面する現代的諸問題を研究課題として発見し、地域住民やNGO、国際機関などの諸アクターと協調して、課題への実践的な回答を究明してゆく資質を備えた研究者の育成を目指した取組、シミュレーション科学を支え、発展させ、世界をリードする人材の育成システムの構築に向けた取組及び学生の主体性と国際性の涵養を実現する大学院教育の確立に向けた取組が実施されている。

- 平成16年度に「実務基礎教育の在り方に関する調査研究」、「実践的理論教育高度化プロジェクト」、「臨床研究者養成プログラム」の3件が文部科学省法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムに採択されている。これらのプロジェクトを通じて、法律実務基礎科目の教育内容の明確化と充実、法曹に求められる実践的理論能力の涵養及び実践的理論能力の涵養及び臨床現場で生じた疑問に応えるための科学的な臨床研究の計画立案、実施、解析、結果の解釈などに関したカリキュラムの提供を目指した取組が実施されている。
- 平成19年度に「臨床の知を創出する質的に高度な人材養成」、「インテック・フュージョン型大学院工学教育」、「共通・分野別教育統合による医学研究者育成」の3件が文部科学省大学院教育改革支援プログラムに採択されている。
- 平成19年度に「高度がん医療を先導する人材養成拠点の形成」が文部科学省がんプロフェッショナル養成プランに採択されている。
- 平成19年度に「実務科目等の内容の明確・標準化の調査研究」、「高度理論教育を目的とした教育

改善の取組」の2件が文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムに採択されている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

大学の基本理念には、「教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する、優れた研究者と高度の専門能力をもつ人材」の育成が謳われている。各学部、研究科等では、それぞれの学問分野等の特性によって、学生が身に付けるべき学力や養成しようとする人材像等を明示し、各種のガイダンスや説明会等の機会を捉え、またウェブサイトなど種々の媒体を使って、周知を図っている。

各部署の教育における達成状況を検証・評価するための実施体制は部署ごとに異なっているが、基本的には教務委員会等が授業アンケートや学生アンケート等を通して調査・分析を経常的かつ組織的にを行い、その結果はカリキュラム編成等へフィードバックする体制になっているとされる。

教養教育に関しては、高等教育研究開発推進機構に置かれた全学共通教育システム委員会が組織的に対応している。学生が教養教育を通して身に付けるべき具体的な学力等は、各種のガイダンスの機会を捉えて様々に明示され、達成状況の検証・評価は全学共通教育システム委員会の下に置かれる専門委員会等で検討されることになっている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学部における卒業率は、理系の学部を中心に80%以上の学生が所定期間に必要単位を修得し、卒業している。しかし、一部学部においては30%近くの留年率となっている。

修士課程の所定期間での修了率はほぼすべての研究科等で80%を超えている。

博士後期課程においては、学位論文の質を確保するため、多くの研究科で、国際学術雑誌に筆頭著者論文の掲載を学位申請条件として求めるなど、高い基準による学位審査を行っている。そのため、3年以内での博士号取得率が50%前後にとどまっている。ただし、多くの研究科では5年以内の学位取得率は80%を超える。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学生による授業評価は、各教育組織の特性に配慮し、各部署が独自の方法を採用している。全学共通科目

に対する学生のアンケートによる授業評価の結果は集計・分析の後公表され、個々の授業担当教員の授業改善及び全学共通教育システム委員会における教育改善のための基礎資料となっている。なお、アンケートにおいて受講生の70%以上が肯定的に評価している。他方、内容が多くて消化できていない一部専門科目の存在も指摘されている。各学部とも批判的評価については内容を検討の上、授業改善に活かす工夫を行い、教育の効果や成果を上げるよう努めているとしている。

学部専門科目に対するアンケート調査等は6学部で実施されており、3学部で導入を検討中である。これまでの調査結果では、体系的、知的魅力、有益度、理解度への配慮、自発的学習の促進、教員の熱意等が学生により評価されている。

大学院においては、学生による授業アンケートを実施している研究科等は17研究科等中の約半数にとどまる。

なお、各学部、研究科等では、授業に対する学生アンケート調査における批判的評価を、授業改善に活用している。ただし、専門性の高い学部科目や大学院科目では少人数教育が行われている場合が多く、一律にアンケートを行って評価することが適当ではない場合も多いことが指摘されている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

理・薬・工・農学部では、大学院進学者が80%を超えており、結果的に、学部、大学院6年一貫制に準じた教育が行われている。医学部では、90%を超える学生が研修医となっている。

修士課程修了後の進路状況をみると工学・農学・エネルギー科学・情報学研究科では大半が就職するのに対し、理学・薬学・生命科学研究科では半数近くが博士後期課程へ進学しており、研究職志向が強い。

文系学部をみると、文・教育学部では30%程度が修士課程に進学し、さらにその約60%が博士後期課程に進学している。法学部は、法科大学院設置（平成16年4月）後、大学院進学者が増加している。経済学部では、70%以上の学生が学部卒業後就職する。

総合人間学部、人間・環境学研究科は、ほぼ理系と文系の中間の特徴を示している。

博士後期課程修了者は、70%以上が就職している研究科等が8つある。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当該大学では、国立大学法人化以前の平成13年度、卒業（修了）生や就職先等の関係者を対象として大規模なアンケート調査を行い、その結果は『京都大学自己点検・評価報告書Ⅲ』の第2章に卒業生から見た京都大学の教育としてまとめられている。アンケートにおいて、大学の教育が卒業後の社会での活動に役立ったか否かについて意見聴取されているが、専門教育や研究活動は役立ったという意見が70%以上であった。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 各学部、研究科の自律性を尊重しつつ、全体として優れた教育成果をあげている。

【改善を要する点】

- 一部の学部で留年率が高い。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学部新入生に対しては、それぞれの学部・学科等による、主として卒業要件等についてのガイダンスが実施されている。なお、それと並行して、教養教育・専門基礎科目・語学等の全学共通科目全般の履修について高等教育研究開発推進機構により全学共通教育に係る新入生ガイダンスが行われている。

2年次以降の学部生については、前年度末から4月初旬に、当該学年配当の専門科目及び分属等についてのガイダンスが行われる。

研究科等においては、新入生を対象としたガイダンスが主に専攻単位で実施され、修了要件等を中心に説明が行われている。専門性の高い科目等の選択についての説明は指導教員により行われることが多い。法学研究科では、このガイダンスを利用して論文執筆についての説明を行っている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

学生への学習等に関する助言制度は、各部局の事情に沿って多様な方式で実施されている。学部新入生は、学部・学科等を単位として50人程度のクラスに分けられており、ほとんどの学部において各クラスにクラス担任が置かれ、学生が教員の助言を受けやすい制度が導入されている。研究科等ではチューター制を導入している部局もある。

高等教育研究開発推進機構の全学共通教育教務情報システム（KULASIS）で、約200人の全学共通科目担当教員のオフィスアワーが登録されている。また、教育学部・同研究科や経済学部・同研究科等が部局として取り組んでおり、教員のオフィシャルメールアドレスは学生に周知され、学生が教員にコンタクトを取りやすい環境が作られている。国際交流センターは、主として留学生を対象に、オフィスアワーを設定して学習相談等に応じている。

これらのことから、学習相談、助言が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

担任制、チューター制やアドバイザー制を導入している学部では、それらの制度等を通して、研究科等では学生と教員の対話を通して、また部局によっては学生組織である学生自治会等と教員との意見交換や交渉を通して学生のニーズ把握に経常的かつ組織的に努めている。

ほとんどの学部・研究科等並びに学生部では、種々のアンケートを実施し、さらに法学研究科では、いわゆる目安箱を設置し学生のニーズの把握に努めている。

このように、各学部・研究科等はそれぞれの組織の実情に即し、学習に対する支援を含む様々な学生のニーズを汲み上げる取組を組織的に行っている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-1-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-⑤ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

留学生への支援としては、各学部・研究科等で、チューター制の導入、国際交流室の開設、留学生担当教員の配置等、その支援に組織的に取り組んでいる。留学生への日本語学習支援としては、国際交流センターによる初級日本語フォローアップクラスの設置、日本語教科書（書籍・電子メディア）等の貸与等がある。

障害のある学生への支援のための全学体制としては身体障害学生相談室が設置されている。また、障害のある学生の在学する部局においては、ノートテイク制度の導入や職員による教室間移動の補助、授業担当教員や教務委員の連携等の支援を行っている。

大学院の社会人学生については、平素の勤務様態と研究内容を総合的に考慮し研究指導を週末に行うなどの対応が、指導教員の判断によって行われている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

附属図書館の自習スペースを含む閲覧室の利用時間は夜間や土曜日にも拡大している。高等教育研究開発推進機構ではCALLシステムを導入し、約 8,800 人を越える履修者が英語の再履修等の自習に利用し、TAの支援も受けながら、このシステムが有効に利用されている。

いずれの部局でも授業等に支障がない範囲で、演習室や教室を学生が自主ゼミやミーティングで利用できるように便宜を図っており、自主学習のための環境整備に配慮している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

サークル活動の支援にはもっぱら学生部が対応している。学生部公認団体は 148 団体を数え、このほかにも様々な自主的な学生サークルが活動している。当該大学では、課外活動施設の維持・管理や活動のための各種経費（施設等の管理費や指導謝金など）として、平成 17 年度は 5,594 万円、18 年度は 8,027 万円を支出した。そのほか、施設、設備の老朽化への対応については学生部の改修計画に沿って順次実施しているが、平成 18 年度には、琵琶湖のボート部艇庫及び合宿所の新築等を行った。

なお、医学部医学科には学部が独自に公認する 25 の団体があり、医学部同窓会の援助に基づく支援を

行っている。法学部では法律相談部等の法律系サークルに対して、施設の利用面のみ便宜を図っている。

学生自治会が存在する部局では、自治会と部局との協議により、活動のための部屋の貸与等の便宜が図られている。高等教育研究開発推進機構は「学生の課外活動のための施設利用に関する申し合わせ」を定め、一定の条件を満たす団体には授業に支障のない限り、365日24時間、教室等の施設利用の便宜を図っている。

このほかにも、毎年11月に開催される大学祭の「11月祭」の支援を行っており、平成18年度は約200万円を支援経費として支出した。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

学生の健康管理は保健管理センターが対応しているが、年間の診療件数は10,000件前後にのぼる。

学生生活一般についての相談には学生センターが対応し、ハラスメントや心理的な内容も含めた個人的な相談についてはカウンセリングセンターが対応する体制が整っており、年間4,000～5,000件にのぼる相談がある。

キャリアサポートセンターは平成13年に設置され、学生の進路・就職、キャリア形成に関する様々な支援を行っている。

これらのことから、必要な相談・助言体制が整備され、機能していると判断する。

7-3-② 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

学生部では学生支援のための基礎データを作成するため、経常的に学生生活実態調査（昭和28年より実施）を行い、学生生活の実態の把握に努めている。

また、各学部・研究科等では、学生の種々のニーズの適切な把握に努めているものと思われる。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

特別な支援が必要な学生には、国際交流センター及び身体障害学生相談室が各学部・研究科等と連携を取りながら対応している。

留学生には一般的な生活支援のほかに奨学金等申請に係る助言と指導も行っている。また、本学の基本理念に底流する自主性の精神から、留学生同士のサポートネットワークが形成されつつある。

また、一部の部局では、留学生担当教員が中心となり在学期間の長い留学生と協力し、チューター制度以外に新入留学生をボランティアでサポートする試みを行っている。

身体に障害のある学生には、食事、トイレの介助、ベッドメイク、構内移動等の日常生活の支援も行っている例もある。また、ノートテイク講習会を毎年2回程度実施し、聴覚障害のある学生への学生補助者を養成している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-④ 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

日本学生支援機構奨学金については一種、二種を含めて、学部生では申請者の86%（総学生数の25%）、修士課程申請者では93%（総学生数の47%）、博士後期課程申請者では98%（総学生数の40%）に貸与されている。

授業料免除は、全額・半額免除を合わせて、学部生では申請者の78%（総学生数の5%）、修士課程では78%（総学生数の22%）、博士後期課程では83%（総学生数の41%）に実施されている。授業料免除には、「授業料免除京都大学特別枠」（総長裁量経費の特別枠）も入っており、平成17、18年度において、学部生、大学院生あわせて各年度110人が特別枠の対象となっている。これらの数字には、私費留学生分も含まれている。ただし、応募者数に比して免除を受けられる学生の数が限られており、十分とは言えないと判断している学部もある。

なお、学生寮については、建物の老朽化対策と管理運営の在り方等の点で、改善が必要と考えられている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 留学生に対する支援として、チューター制の導入、留学生担当教員の配置、奨学金等申請に係る指導と助言等、きめの細かい支援が行われている。

【改善を要する点】

- 学生寮の老朽化対策及び管理運営体制の改善が望まれる。

基準 8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は、吉田キャンパスが 741,490 m²、桂キャンパスが 376,232 m²となっている。また、両キャンパスの校舎等の面積は、計 871,525 m²となっている。

講義、演習、実習・実験等、すべての教育課程に対して、そのための教室や施設が割り当てられ、その利用率の平成 18 年度平均は、全学共通教育用施設では全体で 54% となり、例えば理学部・理学研究科での共同講義室では約 75% になっている。また図書館、運動場、体育館等も整備されている。

施設・設備の耐震化については、平成 18 年 5 月に公表された「京都大学耐震化推進方針」に「耐震化を速やかに実施し、倒壊又は大破の危険性が極めて高いと考えられる施設から、生命の安全確保を第一とした安全・安心な環境を整備・拡充し、京都大学における事業継続（教育・研究・医療等）に必要な機能を確保し、施設全体の再生及び財産の保護を目指す。」と定め、学内の建物に対する耐震化を進めている。また、学内施設の耐震性能についてウェブサイトに掲載している。

施設・設備のバリアフリー化については、障害のある学生が入学予定の場合の関係利用施設について優先的整備を進めている。最近、保健管理センター、学術情報メディアセンター北館、法経済学部本館、理学部 5 号館等にてバリアフリー化を行っている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

全学の教育用コンピュータシステムには学部生の 97%、大学院生の 79% が登録・利用している。なお、大学院生の登録率が学部生より低いのは、大学院生は所属する研究科等や研究室等の計算機環境を利用することが多いためであるとされる。

当該大学の情報ネットワーク基盤「学術情報ネットワークシステム (KUINS)」については情報環境機構が一元的に整備、運用を行っている。KUINS は対外接続の柔軟性を重視した KUINS-II と、安全性を重視したギガビットネットワークシステム KUINS-III の 2 系統からなり、同機構が全学に総計 19,200 口を超える情報コンセントを設置して運用している。またオープンスペース及び学生・留学生用宿舎等 14 地点に無線 LAN のアクセスポイントを設けている。さらに、不特定の者がアクセスできる情報

コンセント・無線LANについては、利用者認証を行った上で、暗号化による安全性の高い接続を提供している。

吉田・桂・宇治の3キャンパス間は10ギガビットイーサネット等により高速接続し、高品位映像による遠隔講義も可能となっている。

自学自習を支援するため、授業・自習用のPC端末を学内に1,125台配置している。コンピュータネットワークを利用し、時間と空間の制約を受けない自律学習型外国語学習システムCALLの導入も図られている。

全学生・教職員は、各部局の定める手続きにより電子メールの利用や学内ネットワークへの接続が可能になっている。また全学規模の学務処理のための「全学共通教育教務情報システム(KULASIS)」も運用され、現在は全学共通教育のために利用されている。KULASISにより、シラバス閲覧、履修登録、採点登録、学生向け教務情報の提供等が行われ、学生は携帯電話からのアクセスも可能である。KULASISに対する学生のアクセス件数は、最高で1日で240,000件に及ぶという。

これらのことから、情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習あるいは語学学習のための諸施設は、各学部・研究科等の特性に応じて運用され、便覧やパンフレットへの掲載とウェブサイト等により、広く周知されている。

情報環境機構が運用する情報ネットワークサービスの運用方針と利用規程は、同機構のウェブサイトに掲載され、周知が図られている。特に学生に対しては教育用コンピュータの利用登録時に講習会の受講を義務付けている。留学生等のためには英語での利用登録講習を行っている。情報ネットワークの利用心得には、大学の基本理念を尊重して情報倫理に相当する内容も含まれており、利用者には利用心得への署名を求めてその意識の高揚を図っている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

キャンパスが広く遠隔地にも分散していることから、附属図書館のほかにも分散型図書館体制をとって利用者の利便性を高めている。附属図書館及び50余の部局図書館(室)で約6,150,000冊の図書資料を所蔵し、運用している。さらに、全学の図書委員会・選書委員会による系統的・網羅的な選書により年間約150,000冊の資料を受け入れている。このように、膨大な蔵書を有するため、他大学から文献複写を受け付ける件数は当該大学から依頼する件数の2倍以上あり、所蔵資料の充足度は高い。

雑誌の所蔵タイトル数は86,682種であり、また、電子ジャーナルとして18,863タイトルが利用可能になっている。コンピュータで検索可能な電子データへの遡及入力事業として、国立大学法人の第一期中期計画で2,100,000冊の入力計画があり、現在、進行中である。貴重な古典籍等の電子化も進め、総資料数3,357点、440,000枚に及ぶ画像データが学内のみならず国内外から利用されている。

学生用図書については、学生用希望図書申込制度により、学生の希望に応じて選書するシステムがある。

学内いずれの図書館(室)でも複写機を利用できる学内文献複写料金相殺制度や、学内現物貸借配送システムにより、利用者の便宜を図っている。

なお、図書館・図書室の開館時間については、附属図書館が平日9時から22時まで、土日祝日は10時

から 17 時までとなっている。また、附属図書館の閲覧席数は 1,100 席となっている。

平成 18 年度の附属図書館の利用状況は、入館者数が 846,902 人、貸出冊数が 152,790 冊となっている。これらのことから、教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 8 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学内いずれの図書館（室）でも複写機を利用できる学内文献複写料金相殺制度や、学内現物貸借配送システムにより、利用者の便宜を図っている。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

大学としての教育活動に関わる情報の収集・蓄積等は、学生部を中心とする事務本部及び高等教育研究開発推進機構において実施している。また、各学部・研究科等の部局でも、教育活動に関わる情報の収集・蓄積等が、それぞれの必要・事情に応じて、教授会等の責任の下に、教務掛等の事務部門が協力・補佐して実施されている。場合によっては関係する他部局等とも連携して、その収集を行っている。その具体的な内容は、学生に関しては履修状況・学習成果（含む、学位論文・進路等）等、また科目に関しては担当教員・シラバス・履修状況・授業評価結果等であり、学校基本調査や入学者選抜試験等の経常的な基礎データのほか、カリキュラム改善のための情報や自己点検・評価等の際に必要な情報である。なお、工学部・工学研究科等では、JABEE（日本技術者教育認定機構）への対応のため、関連する授業のテキストや資料、試験及びその答案等も蓄積対象となっている。

収集された情報は個人情報を含むものは厳重に保管される。情報は必要に応じて整理・分析され、部局便覧あるいは自己点検・評価報告書等の形で公表され、それらは教育状況の把握や部局の意思決定のための基礎資料とされている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

学生からの意見聴取は、授業アンケート、各種の学生意識調査、学生自治会との連絡や少人数科目における教員と学生の懇談等を通じて、学部・研究科等の特性及び必要に応じて行われている。なお、各部局の授業アンケートは、当該部局の特色を尊重して全学的なフォーマットは定められていない。評定項目、自由記述項目等の比重や内容も部局ごとに異なっている。ただし、研究科等では、授業等についての意見聴取は、平素の少人数のセミナー等を通してできるため、授業アンケートはカリキュラム改定の際に限って行われる場合が多いという。高等教育研究開発推進機構で、学部2年次への進級時に実施している全学共通教育に関するアンケート等も、重要な学生からの意見聴取のための手段として挙げられる。

これらのアンケート等は、実施主体によって整理され、必要に応じて部局の自己点検・評価書等に掲載されている。

また大学全体としては「総長キャンパスミーティング」が開催（平成18年度は5回実施）され、学生が総長に自由に意見を直接述べる機会を設けている。

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

全学的に学外からの意見等を、組織的、計画的に聴取しデータベース化するための統一的なシステムは存在しない。しかしながら、各部局においては、卒業生、非常勤講師、共同研究者、就職先等関係者等からの直接の聞き取りや、卒業生等を対象とする各種アンケート調査、あるいは、外部評価等を通して意見の聴取を実施している。当該大学では大学院修了後に大学教員・研究者となる者が多く、これらの出身者が、非常勤講師や共同研究者として当該大学の教育研究活動に関与する機会も多いことから、それらの出身者を通して、大学の教育の状況や課題に関わる情報が得られる例も多いという。さらに、医学部・薬学部及び工学部の諸学科では、同窓会組織を活用して情報収集を図っている。

これらの学外者からの意見のデータベース化の状況は部局によって異なるが、部局の自己点検・評価報告書の中にその一部は取り入れられる一方、学生の就職活動の上での参考情報として利用されている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

9-1-④ 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

当該大学では、国立大学時代に京都大学評価委員会規程に則り、平成13年度から平成15年度の間に、主題を定めた全学的な自己点検・評価が行われた。これらの評価結果は冊子体により広く公開されるとともに、評価結果のフィードバックとして各種の改善が図られている。

教育状況を把握するための各種調査結果は、ほとんどの場合は、適宜分析も含めて報告書としてまとめられ、教職員等へ周知され、FDのための基礎資料として利用されている。また、情報教育に関する学生意識調査に基づき、平成18年4月から、全学共通科目における情報関係科目は、Ⅰ類（主に情報技術の使用法に係わる科目）、Ⅱ類（コンピュータサイエンス（情報科学、計算機科学）における基礎的な科目や、情報に係わる分野における基礎的な概念の教育を主とする科目）、Ⅲ類（情報利活用能力や情報技術により問題解決を行う能力の養成を主とする科目）の3つの類へのカテゴリー化が行われた。1学部1学科制という特色ある教育体制をもつ理学部では、在学生の追跡調査を分析し、進級制度の見直しが行われた。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、具体的かつ継続的な方策が講じられていると判断する。

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

当該大学のFDへの取組は、学部・研究科等ごとに行っており、評価結果に基づく教育の質の向上は、ほとんどの学部・研究科等で、個々の教員の個人的な努力に委ねられている。なお、医学部医学科では個々の教員名も挙げた形式で授業評価を行って、部局として教授技術等の改善に取り組んでおり、地球環境学堂では授業アンケート結果等に基づく改善報告書の部局長への提出を求めている。

なお、これらの個々の教員によって行われてきている工夫や改善の事例は、各種の教育シンポジウムや

FD研究検討委員会を通して、全学的な情報交換と共有化が図られている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいてそれぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っている と判断する。

9-2-1① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

従来、当該大学のFDへの取組は、学部・研究科等の事情に応じて、学部・研究科等ごとに自主的にFDへの取組が企画・実施されていた。その中で、工学部がそのFD活動において、日本工学教育協会から平成14年度「文部科学大臣賞」を受賞している。

各学部・研究科等における授業アンケートや各種調査等を活用した教育の質の維持及び向上の取組は、これまで各部局に任されていたが、平成18年12月に全学的な視点から各部局のFD活動の情報を交換するため、FD研究検討委員会が組織され、大学としてのFDへの取組が強化されつつある。組織的なFDの推進にはFDについての基礎研究の積み重ねも必要であり、高等教育研究開発推進センターにおいては、公開研究会（毎回平均25人程度の参加）や500人を超す参加者の大学教育研究フォーラムを毎年継続的に開催している。

なお、全学的なFDを一つの目的とした研修機会として全学教育シンポジウムが200人を超える教職員を集めて総長裁量経費により毎年開催され、総長・理事も出席して行われ、ここでの意見交換が、大学全体の教育の質の改善・向上にも反映されているという。例えば、平成15年の大学の基本理念の制定は、この全学シンポジウムでの意見交換が一つの契機となったとのことである。

また、平成16年度には特色GPに「相互研修型FDの組織化による教育改善」が採択され、全学、部局、教員レベルでの様々な相互研修プログラムを行ってきたものを、さらに発展させ、自主的な相互研修型FD活動を全学レベルで組織化しようとする取組を実施している。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2-1② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

各学部・研究科等において各種のアンケート調査等に基づく具体的な教育の改善事例が報告されている。例えば、AV機器の導入、リレー講義の連携強化、実地研修やグループ討議の導入、教材等のインターネット配信等のほか、化学実験や英語教育における授業改善事例が、FDの事例として報告されている。

これらのことから、FDが教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-1③ 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

教育支援者、教育補助者に対して、教育活動に関係する研修が、事務局・学部・研究科等において実情に沿って実施されている。全学教育シンポジウムには各学部・研究科等から多くの事務職員が参加しており、薬学部・薬学研究科では、教務掛員に海外研修の機会を与えているなど、事務職員の質の向上に努めている。

TAについては、担当教員による直接の指示・助言等を受けて授業の補助に当たっているが、実験補助など安全性に関わる場合や試験監督補助を担当する場合等については、研修会・説明会が各部局において

実施されている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切になされていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成16年度に「相互研修型FDの組織化による教育改善」が文部科学省特色GPに採択され、全学、部局、教員レベルでの様々な相互研修プログラムを行ってきたものを、さらに発展させ、自主的な相互研修型FD活動を全学レベルで組織化しようとする取組が実施されている。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 18 年度末現在の資産は、固定資産 352,580,114 千円、流動資産 44,989,584 千円であり、合計 397,569,698 千円である。なお、教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎等の資産を有している。

負債については、固定負債 90,494,997 千円、流動負債 42,392,568 千円であり、合計 132,887,565 千円である。なお、負債のうち、文部科学大臣から認可された償還計画に基づき返済している借入金が 31,915,321 千円であり、その他の負債については、ほとんどが実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、運営費交付金、学生納付金収入、附属病院収入及び外部資金等で構成されている。平成 16 年度からの 3 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保されている。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

平成 16 年度から平成 21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の審議を経て、総長により決定されている。

これらの計画は、大学ウェブサイトで公表されている。また、教授会連絡や学報等により学内教職員に周知を行っている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成18年度において、経常費用119,910,496千円、経常収益125,085,992千円であり、経常利益5,175,495千円、当期総利益が5,094,410千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て総長が予算編成方針を決定している。

また、基盤的な教育研究経費の配分のほかに、教育研究改革・改善プロジェクト等のための経費や教育基盤設備の充実のための経費として総長裁量経費を、学生に対する支援経費や若手研究者支援経費等として、戦略的・重点的配分経費等を確保している。

さらに、若手研究者支援として、競争的資金の獲得に結びつく研究の取組が可能となるよう「若手研究者スタートアップ研究費」を配分するなど、教育研究活動に必要な経費を配分している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

法令に基づき、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、6年間一般の閲覧に供しなければならないこととなっている。

法令を遵守し、財務諸表について、文部科学大臣の承認を受けた後、財務諸表等を適切な形で公表するとともに、大学ウェブサイトでも公表している。

また、当該大学の財政状況及び運営状況を財務諸表上の数値データだけでなく、その活動状況や成果について平易に解説した財務分析報告書「Financial Report 2006 財務報告書」を取り纏め、広く学内外のステークホルダー各位に配布している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査が行われている。

監事の監査については、監事監査規程に基づき実施されている。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施されている。

これらの監査報告書は大学ウェブサイトで公表されている。

内部監査については、独立性を持つ総長直属の監査室を設け、内部監査規程等に基づき、監査室職員が監査を実施し、監査室長が監査報告書を作成し、総長に報告している。

また、効果的、効率的な監査を実施する観点から、理事（財務担当、総務担当）、監事、会計監査人、監査室で構成する四者協議会を定期的で開催し、連携を図っている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規定が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

大学の基本理念には大学運営についても項を立てて記述されており、各教育研究組織の自治を尊重しつつ、大学全体としての調和のとれた運営を目指している。このため、国立大学法人法に基づく管理運営組織の役員会、経営協議会、教育研究評議会を設置する一方で、総長が主催する部局長会議を設け、部局長と役員とが同席して教育研究及び経営管理運営にかかる必要な事項の調整等を行っている。

本部事務組織は、教育研究推進本部、経営企画本部、センター、秘書・広報室及び監査室から構成され、さらに教育研究を支援するための組織として、平成 19 年 5 月 1 日現在、高等教育研究開発推進機構、環境安全保健機構、国際イノベーション機構（平成 19 年 7 月 1 日より産官学連携本部に改組）、国際交流推進機構、情報環境機構、図書館機構を設置し支援任務を遂行している。

事務組織は、大学の基本理念に沿って、その目的達成支援という任務を果たすうえで適切な規模と機能であると考えられる。しかしながら、多数の非常勤職員（再任用者、オフィスアシスタント含む）が、本部事務局、各部局等の事務組織並びに研究室等に配属され、大学の管理運営から教育研究までの幅広い支援を行っている事実を指摘しておく必要がある。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、必要な職員が配置されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

総長の下で大学運営の重要業務等ごとに担当の常勤理事が定められ、さらに総長から任命された副学長が総長を補佐する体制がとられている。常勤理事並びに 4 人の副学長の合計 11 人よりなる総長補佐体制が組織され、総長がリーダーシップを発揮しやすい体制が確立されている。

総長主催の部局長会議が設けられており、役員と部局長等が大学運営の基本方針についての調整・協議等を行い、大学の基本理念で謳われる大学運営の調和が図られている。さらに、個別の重要事項について審議・答申する企画委員会、施設整備委員会及び財務委員会が役員会の下に設けられるほか、課題や任務に応じた各種委員会が設置され、総長及び役員意思決定に寄与する組織になっている。このような、部局長会議や各種委員会等を通して、総長のリーダーシップと部局や教員の意見・アイデアによるボトム

アップ機能との融合が図られている。

これらのことから、総長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

隔年の学生生活実態調査や、総長と学生が直接対話する懇談会「総長キャンパスミーティング」（平成18年度は5回開催）等により、学生の意見や要望を汲む機会が設けられている。

教員の意見や要望は、部局長会議での各部局の意見交換のほか、各種委員会における議論を通して、総長・役員に伝えられるシステムとなっている。事務職員等の意向や要望に対しては、職員人事シートや上司による面談により、その把握が図られている。そのほか、各種アンケート調査等により、学内・学外の意見聴取に努める一方、理事や経営協議会委員には学外の有識者を登用している。

聴取された意見に基づき、例えば、平成19年度学部入試ではほとんどの学部で後期日程の募集人員が0となり、また現在はアカデミックカレンダーの変更の議論が続くなど、大学の管理運営に反映している。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

監事は京都大学監事監査規程により、年度に係る監事監査計画を策定し、それに基づき業務監査と会計監査を実施している。監事は役員会、経営協議会、教育研究評議会等への陪席、重要書類の閲覧、担当理事等との面談を通して業務の遂行状況をモニターし業務監査を行っている。会計監査に関し、監事は、内部監査室、会計監査人とともに定期的な監査を実施している。

それらの業務監査及び会計監査の結果は「年度監事監査に関する報告書」として総長へ報告されるとともに、ウェブサイト等により広く公表されている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

正規の事務職員については、学内では大学が企画する多彩な研修を通して職員の質の向上を図るとともに、自己啓発支援により資格取得も奨励している。さらに、必要に応じて、国立大学協会や人事院等の主催する学外研修等に職員を参加させている。

各部局においては、事務上の研修のほか、ハラスメント防止のための研修等に取り組んでいる。また各研修後にはアンケートを実施してその効果を検証し、研修や事務組織の質の向上に役立てている。

ただし、事務補佐等の非常勤職員に対する研修としては、規程や学内事務マニュアル等の変更の際の事務連絡を主目的とした研修と人権問題に関する研修を実施したにとどまっている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

大学の基本理念において、運営に関する項も立てられ、各研究組織の自治を尊重した上での全学の調和が述べられている点は、当該大学の運営の根幹をなすものとして重要である。また人権や環境にも配慮することが明確に述べられている点は、当該大学の社会的責任を明確に示したものと理解される。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 適切な意思決定を行うために使用される大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報は、整理・分析されて文書等により教職員に周知されるほか、一般的な内容のものはウェブサイトにも蓄積している。

これらのことから、大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能していると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

大学評価委員会等では、大学の実施する自己点検・評価の結果及び全学的データを基に、大学の総合的な状況に関する自己点検・評価を行っている。また、各部局の自己点検・評価の結果は部局ごとに冊子及びウェブサイト等で公表されている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、自己点検・評価が行われていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

学部・研究科等を含む各部局の自己点検・評価報告書の学内外への配布・ウェブサイトへの掲載等を各部局の実情に沿って行っており、自己点検・評価の結果の大学内及び社会への公開に努めている。

これらのことから、自己点検・評価の結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-③ 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

中期目標・中期計画に基づいて文部科学省国立大学法人評価委員会が行う年度ごとの業務実績評価が実施されている。また各学部・研究科等の特性に応じ、独自の外部評価や21世紀COEの実施拠点に対する外部評価等を計画し一部実施している。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-④ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

全学的な評価については、大学評価委員会を中心とする点検・評価体制が整備されており、全学的な改善並びに各学部・研究科等单位での改善への取組に結びつく仕組みになっている。なお、文部科学省国立大学法人評価委員会の年度ごとの業務実績評価の結果は、総長を中心に検討し、必要に応じて関係委員会

や部局で検討を加え大学運営の改善に役立てている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 部局の自律性を尊重しつつ、総長のリーダーシップと部局や教員の意見・アイデアによるボトムアップ機能との融合が図られている。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 大学名 京都大学
 (2) 所在地 京都府京都市
 (3) 学部等の構成

学部：総合人間学部，文学部，教育学部，法学部，
 経済学部，理学部，医学部，薬学部，工学部，農
 学部

研究科：文学研究科，教育学研究科，法学研究科，
 経済学研究科，理学研究科，医学研究科，薬学研
 究科，工学研究科，農学研究科，人間・環境学研
 究科，エネルギー科学研究科，アジア・アフリカ
 地域研究科，情報学研究科，生命科学研究科，
 地球環境学堂・地球環境学舎，公共政策連携研究
 部・公共政策教育部，経営管理研究部・経営管理
 教育部

附置研究所：化学研究所，人文科学研究所，再生医
 科学研究所，エネルギー理工学研究所，生存圏研
 究所，防災研究所，基礎物理学研究所，ウイルス
 研究所，経済研究所，数理解析研究所，原子炉実
 験所，霊長類研究所，東南アジア研究所

関連施設：学術情報メディアセンター，放射線生物
 研究センター，生態学研究センター，地域研究統
 合情報センター，放射性同位元素総合センター，
 環境保全センター，国際交流センター，高等教育
 研究開発推進センター，総合博物館，国際融合創
 造センター，低温物質科学研究センター，フィ
 ールド科学教育研究センター，福井謙一記念研究セ
 ンター，こころの未来研究センター，保健管理セ
 ンター，カウンセリングセンター，大学文書館，
 埋蔵文化財研究センター，アフリカ地域研究資料
 センター，女性研究者支援センター，附属図書館，
 高等教育研究開発推進機構，環境安全保健機構，
 国際イノベーション機構，国際交流推進機構，情
 報環境機構，図書館機構

- (4) 学生数及び教員数（平成 19 年 5 月 1 日現在）

学生数：学部 13,216 人，大学院 9,228 人
 専任教員数：2,836 人
 助手数：7 人

2 特徴

京都大学の歴史は、明治 30 年の京都帝国大学の設置に始まる。開学に際した第一回宣誓式で、初代総長は「自重自敬」という語を用いて京都帝国大学の大学人の持つべき自主性の意義を説いているが、この自主性を重んじる精神は時代が変わり、京都帝国大学から京都大学へと移り、開学以来 100 年を越える現在に至っても、本学の最も重要な学風「自由の学風」として脈々と受け継がれている。

京都大学では開学以来の自主性の精神や自由の学風のほかに、本学の発展の中で培われてきた有形・無形の素晴らしい伝統を受け継いでいる。21 世紀を迎えて大学改革が進む中、過去の伝統に安住するのではなく、本学のこれまでの学風や伝統を再確認して、本学のこれからの向かうべき目標を広く世間に掲げて教育研究活動を行うことが必要との判断にいたり、平成 13 年 12 月に「京都大学の基本

理念」を制定している。

京都帝国大学に始まる本学の 100 年以上の歴史を再確認した上で、これからの京都大学が向かうべき目的は、本学が「地球社会の調和ある共存に貢献する」ことであり、京都大学はこの崇高な公共的目的の達成のために研究と教育を行うのである。このためには、京都大学の研究者は卓越した知の創造を目指して研究を遂行し、そこで得られた成果や知見を背景とする教育によって卓越した知の継承を行うのである。

京都大学の最も顕著な特徴の一つは、その研究活動における学問水準の高さであろう。本学は思想面では西田哲学を生み出し、またノーベル賞やフィールズ賞の他、内外の極めて顕著な顕彰の受賞者を多数輩出している。これは本学で行われる研究の独創性の高さを示すものであり、その背景には自由な発想で研究を行うことを尊重する本学の学問土壌が見えてくる。本学の学問の特徴は、既成の分野の中で学問技術の点からの問題解決を図るのではなく、新たな学域を開拓しながら卓越した知の創造を行うことである。このような活動は、学問の自由の真の意味を理解して初めてなし得るものであり、本学の自由の学風とは不可分なものと言えよう。

本学の教育上の特徴は、学生の自学自習に重きを置いている点である。本学の目指す教育は、既成知識や技術の、教員から学生への伝授ではない。我々は様々な体験を通し、自らの力で得たものだけが将来に繋がることを知っているが、学問も例外ではない。自らの努力で得られた知見だけが、次の学問展開に繋がるのであり、これこそが本学の目指す卓越した知の継承である。様々な調査により、社会において本学出身者は教養が深く、応用力のある人材との評価を受けているが、これは本学が伝統的に行ってきた自学自習を重視した教育の賜物と言えよう。

また本学では学問の多様性を尊重し、学問の自由を何より大切にす観点から、学部・研究科等の研究組織の自治を尊重した運営を行っていることも、その特徴の一つと言えよう。昨今はリーダーシップの重要性が強調されているが、多様性に配慮しないリーダーシップがどのような不幸を生み出すか、我々は人類の歴史を通して十分に知っている。京都大学では各研究組織の持つ特性や多様性を尊重し、その自治と大学全体の調和を図ることこそが大学における学問発展の礎と考えている。自治や自由は自分に許されると同様に、他者にも同様に許されるべきものである。相互の立場を理解し尊重しあい、価値観の多様性を認め合うことで、初めて自治や自由の調和が生まれる。社会の立場で言えば、ボトムアップとトップダウンの調和とも言えよう。

京都大学が自由の学風を守りながら地球社会の調和ある共存に寄与しようとするのは、まさにこの多様な価値観の中で、自由と調和を理解することが学問のみならず人類の発展に資すると考えるからである。

京都大学では、100 年を越える歴史の中でこのような特徴を育み、伝統として守り、またこれを次の世代に発展的に継承しようとしている。またこの一つ一つが「京都大学の基本理念」を形成している。京都大学の基本理念こそが本学の特徴を記述していると言えよう。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

京都大学は、明治30年6月18日の勅令第209号により、帝国大学令(明治19年)に則って、京都帝国大学として設置されたことからその歴史は始まっている。帝国大学令によれば、大学の目的は我が国の社会に必要な学問・技術の教育を図ると共にそれらの研究を行うこととされ、特に本学については既に開学されている東京(帝国)大学と切磋琢磨して研究水準及び卒業生の質の向上を図ることが求められていた。

明治30年の開学の際の第一回宣誓式において、初代総長は「自重自敬」という言葉を用いて大学人の自主性の重要性を説き、本学においては教員も学生も教育・研究・学修において自発的に活動することが強く求められている。この自主性を重んじる精神は100年以上経た現在に至るまで本学の根幹であり、創立以来の「自由の学風」はまさに学風として脈々と受け継がれ、この精神の下で独創的であって高い水準の研究と、それに基づく質の高い教育が行われている。

昭和24年の国立学校設置法による京都帝国大学から京都大学への移行の後には、本学は国の一機関であり、固有の目的を成文化して持つことはなかった。しかし大学改革が進行する中、本学の理念や目的を再確認して広く世間に周知することは重要との判断に至り、開学以来の学風・伝統を再検討し、平成13年12月に「京都大学の基本理念」を制定している。

京都大学の基本理念は、研究・教育・社会との関係・運営の4項からなっており、その全文は以下の通りである：

「京都大学の基本理念」

京都大学は、創立以来築いてきた自由の学風を継承し、発展させつつ、多角的な課題の解決に挑戦し、地球社会の調和ある共存に貢献するため、自由と調和を基礎に、ここに基本理念を定める。

●研究

1. 京都大学は、研究の自由と自主を基礎に、高い倫理性を備えた研究活動により、世界的に卓越した知の創造を行う。
2. 京都大学は、総合大学として、基礎研究と応用研究、文科系と理科系の研究の多様な発展と統合をはかる。

●教育

3. 京都大学は、多様かつ調和のとれた教育体系のもと、対話を根幹として自学自習を促し、卓越した知の継承と創造的精神の涵養につとめる。
4. 京都大学は、教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する、優れた研究者と高度の専門能力をもつ人材を育成する。

●社会との関係

5. 京都大学は、開かれた大学として、日本および地域の社会との連携を強めるとともに、自由と調和に基づく知を社会に伝える。
6. 京都大学は、世界に開かれた大学として、国際交流を深め、地球社会の調和ある共存に貢献する。

●運営

7. 京都大学は、学問の自由な発展に資するため、教育研究組織の自治を尊重するとともに、全学的な調和をめざす。
8. 京都大学は、環境に配慮し、人権を尊重した運営を行うとともに、社会的な説明責任に応える。

この基本理念は、本学が学校教育法に定められる大学・大学院の要件を満たすことを規定する以上に、本学の

創立以来の学風を受け継ぎつつ、21世紀の我が国の大学のあるべき姿をも示すものともなっている。京都大学には、昭和8年の滝川事件に代表されるように、学問の自由を擁護するために闘ってきた誇るべき伝統があり、また自由な発想による創造的研究から卓越した研究成果を挙げてきたことなどは、広く知られる通りである。「自由の学風」は京都大学の輝く個性として今後も継承・発展させるべきものであるが、ここでいう「自由」とは決して独り善がりなものであってはならない。「自由」は、それぞれの立場を尊重してあるべきものであり、価値観の多様性を認め合うことが前提にあらねばならない。京都大学の目的とする「自由」は、21世紀に相応しい、多元的な価値観を尊重し、人類共同体との関係を視野において捉えられるべき「責任ある自由」であり、この点を基本理念では「自由と調和」という言葉で述べ、本学の礎と位置付けている。

また、我々の住む地球は人類だけのものではなく、人類は動植物を含む多くの生命とこの地球で共存している。21世紀の人類の繁栄を目指すためには、資源の枯渇、土壌汚染や地球温暖化、森林の減少、水資源の活用等の重要諸問題を避けては通れないが、これらの問題を人類の視点だけから捉えることでは、決して満足する解決は得られないであろう。基本理念の冒頭に述べられる「地球社会」はこのような考えを背景としており、京都大学は単に人類社会の発展を目指すのではなく、卓越したレベルの研究と教育を通して、地球社会の調和ある共存に貢献することをその究極の目的としている。

教育においては、創立以来の「自重自敬」の精神を尊重し、既成の知識や技能を教員から学生へ一方的に伝授するのではなく、対話を根幹とした教員と学生の双方向の授業展開の中で、学生の自学自習を促すことをその根幹においている。これは決して無責任な放任を意味するものではなく、本学の体系的な教育課程に基づき、各学部・研究科等と個々の教員が計画と運営に責任をもって教育に当たることがその前提である。卓越した水準の研究業績を持つ本学の教員が責任をもって教育することによってのみ、高い教養の涵養と卓越した知の継承が教育において図られるものである。これらを通して行われる本学の教育は、学生個人々の利益を目指すものではなく、本学が理想とする「地球社会の調和ある共存に寄与する、優れた研究者と高度の専門能力をもつ人材を育成」することが目的であり、ここには本学の卒業・修了者には、高い自覚を持って地球社会の調和ある共存に寄与して欲しいという本学からのメッセージも含まれている。

研究においては、研究の自由だけではなく、自主性と倫理性が強調され、人類の繁栄に資する世界的に卓越した知の創造を目的としている。またその研究成果は象牙の塔の宝物として飾られるものではなく、本学で得られた成果や知見は、様々なレベルの社会連携を通し、その知を社会に伝えていくことも基本理念として掲げられている。

平成16年7月に定められた「京都大学の教職員像」においても、その一文において、「学問の自由は、これを遂行するための最も基本的な要件であり、社会規範や倫理に十分な配慮を払いつつ、教育・研究のすべての場において尊重される。」と明確に述べられている。京都大学は学問の自由を何にもまして尊重する大学であり、本学においては教員も職員も、全ての構成員が学問の自由を尊重してその活動を行っている。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

京都大学は自由と自主性を重んじた教育研究活動を明治 30 年の開学時より続けており、この伝統ある学風を「京都大学の基本理念」として平成 13 年に取り纏め、学内及び外国を含む学外に広く公開して現在の活動を行っている。この基本理念では、自由と調和を尊重し、卓越した知を目指して教育研究活動を行い、地球社会の調和ある共存へ貢献することが本学の目的として明確に述べられている。この内容は、学校教育法が要請する大学及び大学院の目的を包括するものでもある。またその内容は、公式ホームページ、各種便覧、受験者向け情報、各種報道等を通し、学内・社会に広く公開され周知が図られている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学には総合人間・文・教育・法・経済・理・医・薬・工・農の 10 学部が、また文学・教育学・法学・経済学・理学・医学・薬学・工学・農学・人間・環境学・エネルギー科学・アジア・アフリカ地域研究・情報学・生命科学・地球環境の 15 研究科等の他、公共政策・経営管理を含む 4 つの専門職学位課程の大学院が設置され、文字通りの総合大学として文系・理系、基礎分野から応用分野及び社会連携に向けての教育と研究を行っており、本学の基本理念を体現する教育研究組織になっている。特に教育面では、本学の基本理念に謳われる「卓越した知」の継承を目指すと共に広い教養の涵養にも重点が置かれ、大学全体の組織的な取組として「地球社会の調和ある共存に貢献」し得る人材の輩出を目指している。総合大学の特性を活かし、学内の附属研究所や各種センター等の支援も得て教育研究活動を行っており、教育研究組織として適正と判断される。

基準 3 教員及び教育支援者

本学の教員組織編制は関係する規定によって厳格に定められる一方、個々の教員選考においては、本学の基本理念に掲げられる研究面での世界的に卓越した知の創造を目指し、当該学問分野における最適者を選考する努力が行われている。本学では大学及び大学院設置基準で定められる必要教員数を量的に確保するのみならず、最高水準の教員の確保に努めて質の向上を図り、研究と有機的かつ密接に関連を持ちながら教育を展開し、基本理念に述べられる卓越した知の継承を行っている。また教育支援を本務とする事務職員・技術職員も確保され、明確に定められた京都大学の教職員像に則り、教員と事務職員・TA 等を含めた支援職員がその職務を全うし、適正な教育課程の展開が図られている。

基準 4 学生の受入

学部の学生の受入について、特に一般入学試験においては、本学の基本理念と各学部のアドミッション・ポリシーに基づいて全学体制で公正かつ適正に実施されている。また学生の受入体制の検証も組織的かつ定期的に行われ、改善の取組まで含めて、そのシステムが十分に確立されている。大学院の学生受入については、専門性の高さから実施も検証もその一切が当該部局に委ねられているが、各部局の自己点検・評価に見られる通り学部の場合に準じて適正に行われている。一部の部局で特に博士課程における入学定員と実入学者数とに差が認められるが、具体的な改善策の検討も見られる。以上を総合して、本学の学生受入の体制は、概ね適正と判断される。

基準 5 教育内容及び方法

学士課程、大学院課程、専門職学位課程の全てにおいて、本学の基本理念に明記される「多様かつ調和のとれた教育体系」が当該部局及び学問分野の特質を活かして定められ、本学が授与する学位に相応しい体系的な

教育課程が編成されている。本学では自学自習による自主的・主体的な学習が促されているが、これを支える学習環境の様々な整備や本学独自の学習指導法も工夫されており、大学の理念や各学部・研究科等の教育目標の達成に向けた種々の取組が教育課程の中に取り込まれている。さらに個々の授業は、卓越した知の創造に取り組む本学教員の研究成果や知見に基づくものになっている。また成績評価や学位の授与も、定められた基準・規程に沿って、厳格に行われている。これらを総合的に判断し、本学の教育内容と方法は適切であり、成績評価、単位認定、学位授与も適正と判断される。

基準 6 教育の成果

本学の基本理念には、「教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する、優れた研究者と高度の専門能力をもつ人材」の育成が謳われ、この理念の下に、各学部・研究科等にはそれぞれの学問分野等に配慮して、輩出すべき卒業（修了）者像が明確に定められている。理科系を中心に大多数の学生は学部卒業後に大学院に進学しており、その教育の成果や効果は概ね良好である一方、一部の学部で標準年限以内に卒業できず留年する学生が少なからずいる。卒業（修了）生、及び就職先等の関係者への調査の結果から、教養教育、専門教育及び在学中の研究活動については教育の成果が十分に上がっていると言えるが、実践的な英語教育についてはやや成果が不十分であることが明らかになり、平成 14 年度以降に大学院教育、全学共通教育の双方で改善がなされている。

基準 7 学生支援等

学生支援の基礎となる学生のニーズの把握については、学習面・生活面を含め、学生部と各学部・研究科等が協力して経常的なアンケート調査等を行っている。さらに TA からの報告、少人数教育の際の学生と教員の日常的な懇談、留学生センター等の調査も加え、様々な角度から学生の多様なニーズを把握する取組が行われている。これらのニーズの把握と分析に基づき、学生の学習支援や生活支援についてのきめ細かな制度や組織が整備され、自己点検・評価による検証を行いながら適切な活動を行っている。また、履修や分属、専門分野の選択に必要な教員の助言制度も、各種ガイダンスの実施、クラス担任制、オフィスアワーと多様に実施されており、それぞれの学部・研究科等の事情に沿って適切に機能している。また、健康管理やハラスメントの相談、心理的相談に対応する体制も十分に整っている。

本学では基本理念において自学自習が促されているが、これを支えるための自習環境の整備も進んでおり、特に附属図書館は夜間や休日にも利用できるように便宜が図られている。また、留学生に対しては多様な支援プログラムが用意されていると共に、有志教員が国際交流後援会を組織し、大学の組織的支援を教員の個人的支援として側面から支えている。

学生寮については寮の老朽化や管理運営上の問題、国際学生寮の拡充など解決すべき課題が見られる。

以上を総合し、学生寮の課題を除いては本学の学生支援体制は組織的に十分機能しており、概ね適切に機能していると判断できる。

基準 8 施設・設備

京都大学の土地は国内外の 186 ヶ所に位置し、その面積は約 2,600 万㎡（借地等約 2,300 万㎡を除く）に及ぶ。また建物面積については約 116 万㎡あり、そのうち約 72%が教育研究施設である。講義、演習、実習・実験等、全ての教育課程に対して、そのための教室や施設が不足することなく割り当てられていると共に、総合大学に相応しい図書館、運動場、体育館等も整備されている。また、バリアフリー化を順次進め、障害をもつ人への配慮も着実に進んでいると判断できる。

情報ネットワークに関しては情報環境機構が中心となり、安全性を重視したギガビットネットワーク

KUINS-III を構築・運用しており、学内の 1 万箇所を超える接続点から利用が可能になっている。また、学生の自学自習を支えるため、1,125 台の PC 端末を学内に展開し、本学の教育ニーズを満たす情報ネットワークは効果的に整備されていると判断される。

図書館機構については、本学は蔵書数約 615 万冊（国内第 3 位）を誇り、毎年約 15 万冊に及ぶ新規資料を幅広い分野にわたり収集しており、教育研究環境として非常に恵まれている。電子ジャーナルやデータベースの充実、学生用図書充実、貴重資料の修復等の全学的図書関連事業が推進されており、図書館機構の充実は経常的に図られている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

高等教育研究開発推進機構や学生部等の大学全体の他、各学部・研究科では教務委員会等が実行主体となり、教育活動に関わる基礎的な情報の収集と蓄積が積み重ねられており、分析結果も含めて各種印刷物やホームページ等を通して公開され、情報の共有が図られている。具体的には、授業アンケート、学生実態調査、卒業生調査等の実施や、総長キャンパスミーティングも含めて学生や卒業生を交えた懇談による意見聴取も行われ、必要な情報収集が経常的に行われている。収集された教育関連情報は、教務委員会や FD 委員会等による整理・分析を経て自己点検・評価に用いられるほか、必要に応じて部局毎に開催されている教育シンポジウムや研修会等にも資料として活用されている。授業アンケート等は、原則的に、担当教員にフィードバックされており、各教員は授業教材の改善の参考にするなど、教育の質の向上のための基礎資料として活用している。またこのような授業改善の努力は、学生からは「教員の熱意」として好感をもって受け取られている調査結果もある。

本学はその基本理念のため、教育の質の向上への取組も各学部・研究科の自主性に委ねられ、個々の教員の不断の努力によって行われているが、ファカルティ・ディベロップメントとしての組織的な取組には部局による差が見られる。このような事情を改善するため、平成 18 年度には FD 研究検討委員会が全学委員会として組織され、部局を越えた意見交換が図られる体制も整備されている。

以上を総合し、本学にはその基本理念に沿った教育の質の向上及び改善のためのシステムがあり、時代が要請する組織的な取組の強化の点では改善の余地はあるものの、十分に機能していると考えられる。

基準 10 財務

本学の資産合計は 3,976 億円で、教育研究活動を安定的に実行可能な資産を有していると考えられる。債務については、国立大学法人会計基準特有の返済を要しない負債が多く、長期借入金等についても償還計画に基づき計画通り返済してきている。

経常的収入の確保については外部資金の獲得も含めて様々な取組を行っており、その結果として、自己収入は増加傾向を示していることから、質の高い教育研究活動を安定的に実行するための経常的収入が継続的に確保されている。

収支計画については、国立大学法人法により中期計画及び年度計画において予算、収支計画及び資金計画が策定されており、年度毎に教育研究評議会、経営協議会及び役員会の審議を経て総長が決定している。これらは、学内外に広く公開され、その透明性が図られている。

学内予算の配分は、本学の基本理念を考慮しながら教育研究評議会、経営協議会及び役員会で検討・審議の上で予算編成方針を策定しており、経常的な予算配分に当たっては教育研究環境の維持・整備に配慮し、さらに総長裁量経費や戦略的・重点的配分経費による重点配分も行い、適切な資源配分が行われている。

財務諸表等は一般的な公開方法のほか、学生・教職員を含む本学のステークホルダー各位の立場で平易に理解できる財務報告書を作成・公開し、財務状況の適切な公表に心がけている。このほか、財務に対する監査体制も確立されており、さらに損益・収支の状況においては収入が支出を上回っており、本学の財務状況は健全

と考えられる。

基準 11 管理運営

京都大学では、国立大学法人法に基づく「役員会」「経営協議会」「教育研究評議会」等の基本組織を設置するほか、総合大学という本学の特性に応じて部局長会議を設け、役員と部局長が経営及び教育研究にかかる必要な連絡、調整及び協議を行い、円滑な管理運営体制を確立している。大学運営の重要業務・課題毎に担当の常勤理事を定め、総長に対する補佐機能の充実を図り、総長がリーダーシップを発揮しうる体制を確立している。また、教員の意見やアイデアを広く汲み上げ反映させるため、部局長会議以外にも企画・財政・施設整備委員会を始めとする各種委員会を設置している。以上、総長のリーダーシップと部局自治を根幹とするボトムアップ機能を融合することにより、効果的で責任ある意思決定が行える組織形態を採用している。社会あるいは様々な構成員からの意見・要望を汲み上げるため、各種の調査、アンケート、懇談会等が重層的に整備されており、これらの機能を活用することにより、管理運営に反映させている。事務組織については、部局事務と本部事務に人的資源を効果的に配分すると共に、本部事務においては機能に応じて効率的運用ができるように組織化されている。その他、大学独自の組織として6つの機構を配置し、研究教育を効果的に支援する体制を整えている。職種や職責に応じた各種研修を組織的・系統的に開催することや、自己研鑽を奨励する制度を確立し、管理運営に関わる職員の資質やモラルの向上に努めている。監事は、国立大学法人京都大学監事監査規程により、年度に係る監事監査計画を策定し、それに基づき監査を実施している。また監査結果は、「年度監事監査に関する報告書」として総長等へ報告すると共に、ホームページなどを通じ学内外へ公表しており、監事として適切な役割を果たしている。

本学においては、「京都大学の基本理念」及び「京都大学の教職員像」により、大学として基本理念や方針が定められている。また、これらに基づき、関連諸規定が整備されており、役員等の選考や採用の方針、構成員の責務と権限等も明文化されている。本学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報を京都大学ホームページに蓄積し、大学の構成員が必要に応じて容易にアクセスできるシステムを構築している。

自己点検・評価については、必要な資料・データを各部局及び全学で継続的に収集すると共に、これに基づいた自己点検・評価活動を系統的・計画的に実施している。評価活動の結果は、冊子の配布やホームページへの掲載により、学内及び社会に対して広く公開している。外部者による検証についても、国立大学法人評価委員会が行う年度毎の業務実績評価を実施すると共に、研究科・学部において固有のテーマにより実施もしくは実施を計画している。大学評価委員会を中心として点検・評価をフィードバックする体制も整備されており、全学ならびに各学部・研究科単位で改善に向けた取組がなされている。